

れに對抗して尖鋭化し、一觸即發の危機を孕むに至つた。

日米關係の悪化に對する米國の見解は、自己の東亞に對する野望と、自己の主我的暴慢が原因であることを無視して、日本の「傲慢」に在りとし、その「傲慢」を打ち砕くには、「實力」を示して威嚇するに如かずといふに歸着した。かくして、ルーズヴェルト大統領によつて計畫せられたものが、大西洋艦隊を太平洋に回航せしめ、大いに之を東亞方面に遊弋せしめんとするの舉であつたのである。

而して、米國大西洋艦隊を太平洋に回航せしむるに至つたルーズヴェルト大統領の意圖は、一九〇七年（明治四十年）七月十三日付で、彼がオイスタ・ペーから、國務長官ルートに宛てた書簡に左の如く記されてゐる。

予は米日兩國間の關係に對しては、他の問題以上に心勞する。幸にして我が海軍は整備し、今や世界を巡航すべき好時機である。第一に予は思ふ、此の巡航は米國海軍の爲すあるを示すにおいて、平和的良果を擧ぐるを得べく、第二には、予は時局において海軍當局と熟慮を重ねた末、平時において太平洋上に一大艦隊を遊弋せしめて、我が海軍の爲すあるを示し、依つて

以て戦時の實驗を避けしむることは、米國に取りて絶對必要なりと、予は確信するに至つた。更に、その書簡には、左の如き興味深き記述が在る。

青木大使及び山本大將とは昨日此處で午餐を共にした。前閣臣にして重要な人物たる山本（權兵衛）は、當方の局面及び今後の趨勢を明に全然誤解して居つた。予は通譯により彼れと長時間の談話を交へたが、彼れは米國は歐洲人を排斥せざる限り、特に日本を排斥する理由なしと主張した。予は彼れに事實を事實として承認するの要を反覆説明し、若し米國の労働者にして日本に移入し、日本労働者の賃銀を切り崩すにおいては、日本は即座に之を排斥すべく、即ち米國は經濟上の理由よりして、日本労働者を拒絶するの已むを得ざる所以を語り、米國は到底日本労働者を入るゝ能はずと斷言し、日本にても米國労働者は往昔の開港場以外に、其の入國に制限を加へ居るの法規あるを指摘し、米日現行條約は、明に日本労働者を拒絶するの權を米國に留保せしめあることを告げた。予は又憚る所なく、我が艦隊の太平洋巡航の計畫を語り、その巡航は、極めて短時期に終了すべき見込なる旨を述べて置いた。――

即ちルーズヴェルト大統領は、米國における排日問題と、米國艦隊の太平洋巡航とを相關連し



て語り、然かも自ら「憚る所なく」語つたと、記してあるのである。

なほ、ルーズヴェルト傳の著者ピショップは、艦隊回航計畫の事に就て左の如く述べてゐる。

加州問題（排日問題）は一九〇七年の夏に及んで其の絶頂に達し、米日兩國の矯激なる新聞紙は互に不謹慎の言論を掲げ、兩國民間の悪感を挑發して已まない。是においてか大統領は、日本人の爲めに遲滞なく行動（加州議會の反省を促し、日本移民問題に對し暴舉に出でざるべきを勸告せること）を執つた。而も彼れは、日本諸新聞紙の敵對的論調に鑑み、其後著者に語りしが如く、日本人をして己れの行動は、日本を怖れての故と思惟せしめざるを必要なりと認め、即ち戦闘艦隊を太平洋に回航せしめ、及び世界に巡航せしめ、米國は平和を熱望するも、去りとして、毫も戰爭を怖るゝものに非ずとのことを、示すに決意した。――

即ち米國艦隊巡航の動機が、對日示威にあつたことは明かであり、しかもその「示威」の必要を米國が感じた直接の動機は、加州排日問題に對する我が國論の硬化に對する、自己批判に根ざす對日恐怖にあつたのである。

## 1 戰時態勢で横濱に入る

かくて、戦闘艦十六隻、裝甲巡洋艦二隻、驅逐艦六隻、遠送船八隻、合計卅二隻の米國大西洋艦隊は、一九〇七年（明治四十年）十二月十六日、大西洋岸ハンプトン・ローヅを發し、船體相俣んで太平洋回航の途に上り、南米マゼラン海峡を迂回して、翌年三月サンフランシスコに入り、愈々ニュージランド、濠洲、フィリッピン方面への巡航を試みんとし、太平洋には一抹の凄氣漲り、米國艦隊は戦闘準備を爲しつゝ、日本の近海を遊弋するものだとの情報まで傳つた。

しかも、まだその航程には、日本寄港のことは無かつたのである。當時我國においては、第二次桂内閣成立し、小村壽太郎再び出で、外務大臣となつた。小村外相は時局を達觀し、米國艦隊巡航の意圖を衝いて、正面からそれに對抗することなく、寧ろ米國の意圖の裏を掻く方策を執つた。

即ち小村外相は、米國艦隊の當初の航程に東亞巡航の事ありて、日本寄港の事が無いのを把え、米國政府に對し極めて悠蕪に、巡航艦隊は是非日本に寄港して貰ひ度いと申込んだのである。



大統領は直ちに之を諒し、艦隊司令長官スパーリー中將（イヴァンス提督更迭）に對し、航程を變更して日本を訪問すべきことを命じた。大統領が司令官に送つた訓令には、左の如く記されてゐる。

言ふまでもなく貴官は、其の東洋に出入する前後において當然拂はるゝと均しく、其の東洋領海に在る間は、殊に最慎重の注意を拂ふに怠るなきを要する。予は不必要の言とは思へども、我が將卒をして、其の日本に繫泊中毫も常規を逸するの舉措あらしめざることに於いて、特に貴官に對し留意を乞ひたい。東京其他日本の何れの地においてを問はず、兵員に休暇を與ふる場合には、其の素行の確實と認めらるゝ者のみを選択し、我方における不遜、若くは粗野の何等嫌疑を招徠せしめざるに、注意することが肝要である。

予は、日本政府が、我が國民に對する最大の敬意及び好情を表彰するに就て、全力を盡すべきを確信する。貴官も亦日本においてのみに限らず、他の地方にありても、其の接觸する日本人に對し、極度の敬意及び好情を示すに就て、貴官の爲し得る一切の努力を、傾注せらるべきは勿論である。――

米國艦隊東亞巡航の目的が、日本威嚇に在るは判然としてゐたに拘らず、小村外相は、その日本威嚇を目的とする大艦隊の、日本寄港を懲懲するに慫慂を極め、米國大統領は、日本寄港の際米國海軍が慎重なるべきを訓諭するに、至れり盡せりであつた。米國艦隊の日本訪問を挾んで、小村外相と米國大統領とは、互に劍を腹中深く秘し、眞に虚々實々、片唾を呑む大外交戦を演じた。

明治四十一年十月十八日、米國東航艦隊は横濱に投錨し、碇泊一週間の後フィリッピンに歸航した。この間米國艦隊は、日本近海に旬日を過してフィリッピンに引き上るまで、石炭、糧食、淡水等が自給自足で何ほど續くかを戦時擬想によつて試験し、日本においては何の物資も買入れをなさなかつた。横濱碇泊中は、我が第一艦隊司令長官伊集院中將接待委員長となり、官民協力「歓迎」に意を盡したのである。

## 2 ルーズヴェルトの回想

ルーズヴェルト大統領は、一九〇九年（明治四十二年）職を退き、アフリカに猛獸狩を試み、歸路ベルリンに立ち寄つて、獨逸海軍大臣チルピッツ提督と會談した。その節、談が前年の米國



艦隊の東亞巡航の事に及び、チルビッツが「あの時自分は、日本は米國艦隊の遠航中を機として米國に攻撃を加へるだらうと思つて居つた。貴下はそう豫期し居られざりしや」と尋ねたところルーズヴェルトは、「予は斯かる攻撃が来るだらうとは思はなかつたが、其の可能性のある事は考へてゐた。十中九までは攻撃來を信じなかつたが、十に一は、そんな事が有るかも知れないと思つてゐた」と答へてゐる。

彼はその旅行から米國に歸つた後、アフリカ及び歐洲漫遊記を、自分の親友にあてた書簡體で叙述してゐるが、チルビッツとの右會談を叙した後に、筆を當年の米國艦隊東航の事に及ぼして、左の如く述べてゐる。

艦隊發程の當時における予の感想は、日本にして若し攻撃を我が艦隊に加へば、是れ日本が豫て第一の好機會において、米國を攻撃せんと企圖しつゝありしことの一象證に外ならずと云ふにあつた。予は日本に慫慂を示すにおいて予は最善を盡し來つたが、遂には太平洋沿岸に起れる事態（排日問題）に關し、彼等の文書中に覆面兇猛の極めて低調子あるを不愉快にも感知するに至り、遂に予は、日本人は予を以て、日本を怖るゝ者と解し居れりとの斷案を下した。

當時會々「參謀官提要」の著者として予の敬服する英國のイアン・ハミルトン將軍は予に書を寄せ、予の平和維新に管々たるを賞し、盟つて其の方針より離るべからざること、工業主義が日本の軍國的纖維を喰ひ盡すの時を見るに至る迄は、如何なる事情あるも、米國をして日本との開戦に引摺り込ましめざる可きことを切に勸告し來つた。予は此の書に接し、予は我國の友人にして十二分の知識を有する者すら、尙ほ且つ斯くの如き感を抱くにおいては、日本人は無論己れ自身を米國人よりも優者なりと信じ、早晚之を街示せずんば已まざるべしとの、確定的結論を得た。

予は我が艦隊に全幅の信任を有し、海軍の陸上當局者は百事完備を冷靜に確信し、海上將校は上は戰鬪艦より下は水雷艇長に至る迄、恰も縛索中の獵犬の如くに緊張し、日本との葛藤の流説出で、艦隊東航せんとすると聞くや、水兵出願者續出して未曾有の超過員を示し、脱艦者の如き一人も出でない。

予は孰れにしても、我が艦隊にして、準備完了状態において太平洋に回航する能はずんば、寧ろ之を回航せしめざるに如かず、日本にして開戦を欲せば、我方は開戦後二三ヶ月掛りて、



艦隊出動準備に着手するよりも、寧ろ太平洋回航に必要な二三月を、事前に算出するに確然相如かずと思惟した。

故に予はフォン・チルピッツの質問に對しては、艦隊にして一度び出航する以上は、兎に角二三月の割増あること、我が艦隊は何時日本にして開戦するも、之に適應するの手筈を爲しつゝありしこと、隨つて日本にして果して開戦するも、將た平和的態度を持續するも、予は和戦兩備の正しき方針を執りて進みたりしを明確に立證し得べしと云ふを以て答へた。然り而して日本の態度は平和的であつた。日本政府及び日本新聞紙との悶着の分子は、我が艦隊の出航と共に忽ち魔術の如く消散し、萬事好都合に運んだ。

予はフォン・チルピッツに語りて云つた。「予は日本をして憐れむべきロヂエストヴェンスキーとは全然別種なる白人種の艦隊が、他に存在することを知らしむるを得策と認めたと。之に對し彼は、「當年の艦隊回航は東洋の平和に對して、他の何事も企及し得ざる所の好成績を擧げた」と云ひ、獨帝にも亦同様の言があつた。――

要するに、米國艦隊巡航の意圖は、米國海軍の實力を如實に示して、對日戰に勝利を占むることの必然を我が國に覺らしめ、「覆面の脅威」によつて、東亞侵寇乃至日本人排斥に對する、日本の反撥を壓服せんとするに在つた。

しかも、日本は東亞を守護し、日本人の世界的地位を保持するに斷乎たる決意があつても、平和を愛するは國是であり、元より巡航米國艦隊に無名の挑戦を爲すが如きことのあるはず無く、小村外相は、寧ろ進んでこれを外交的機微において活用し、その日本寄港を誘導し、且つこれを「大歓迎」して米國の暗鬼を掃ひ、以て日米國交調整に資し、高平ルート協定へ至る道を拓いたのである。

なほ、艦隊日本巡航當時における米國要路の緊張は、時の海軍次官であつたフランクリン・ローズヴェルト（現大統領）によつて、左の如く述べられてゐる。

ワシントン行政部以外において、次の事は誰も知つてゐないだらう。――即ち一九〇八年（明治四十一年）の初夏のイラ／＼した十日間の間、米國は日本からの最後通牒がいま來るか、いま來るかとおど／＼しておつた。――

而して、ローズヴェルトの口吻ですれば、彼は「ロヂエストヴェンスキー（バルチック艦隊）



とは全然別種なる白人艦隊」の存在を示して、覆面の威嚇によつて日本壓服に成功し、「東洋の平和」を保ち得たりとなしたものの如くである。

とまれ、米國は常に自己の野心と横暴とに對する自責と反省のために、日本の正義感を挑發することに、その憤激を豫期する恐怖感に怯えて、自ら戦争の幻影を畫いてゐるのであるが、三十餘年前における大西洋艦隊の東亞巡航による大示威運動は、その初期的症狀の發作として注目される場所である。

## 第十九 世界大戦と米國の東亞攪亂

日露戦争を分水嶺として、ひた向きに東亞侵寇を目ざし來つた米國が、必然的に自己野心遂行の防壁をなす東亞の守護職日本の嚴たる存在を嫉視し、敵視し、やがて自ら恐怖するに至つたことは自然の成行であつた。かゝる米國の神經衰弱的症狀は、第一次歐洲大戦の推移と日本の活躍

とに伴ふて愈々高するに至り、その東亞攪亂策が、悪辣露骨なる高調を呈するに至つた。

一九一四年(大正三年)六月廿八日サラエボにおいて、セルヴィアの一青年が奥國皇儲を倒した一彈を導火線として、世界大戦が勃發するや、日英同盟の誼によつて、日本も同年八月十五日に、

廿三日正午を期限とする最後通牒を獨逸に發し、遂に大戦に参加したのである。

かくて同年九月二日、わが青島攻圍軍は龍口附近に上陸、十一月七日青島要塞陥落、續いて膠州灣租借地、山東鐵道、鑛山等獨逸の山東權益一切を占領した。一方帝國海軍は、九月廿九日マシーナル群島のヤルト島占領を手始めとして、十月十四日までに南洋赤道以北の獨領全群島を占領した。

わが参戦の意義は、日英同盟の誼を盡すに出で、その活動は東洋の平和を保持するの外に逸せないものであるに拘らず、米國は最初から嫉視し、殊に青島攻略成り、南洋諸島占領の實現するに至つて、大陸と南洋とに伸張する日本の勢力を、如何にして妨害し、排撃し、抑壓するかに腐心、遂に東亞に對する、度外れの大干渉政策に、脱線し來つたのである。

日本が八月十五日對獨最後通牒を發し、これを米國に通告するや、米國が我國に送達し來つた



左記文書は、その大干渉政策の伏線をなすものである。

合衆國は、日本の獨逸に對する最後通牒には、意見を發表するを見合すべし。又歐洲戰爭の狀態如何に拘らず、曾て聲明せる如く、絶対に中立を維持するは米國の外交政策なり。而して合衆國政府は、日本の意向に付き、左の如く記録するの機會を有す。

- 一、日本の目的は、支那において領土擴張を求むるに非ざること
- 二、日本は膠州灣を支那に還附し、民國の領土を保全し、而して支那における列國の商業的利權を保護し、及び各國の機會均等主義を目的とせる日英同盟と一致せる範圍内において行動すること
- 三、支那國內に重大なる動亂、若しくは極東において事件の發生せる場合においては、日本は膠州灣の領域外において行動するに先だち、勿論米國と協議すること

この、あたかも東亞に君臨するかの如く、甚だしきは我國策に對し、敢て内政干渉的口吻を試みるに至つた米國の暴慢と懊惱こそ、彼が東亞を自己の莊園視する野望の炎影に外ならぬのであり、その野望は、やがて世界動亂の波頭に呼應して、あの手この手の、東亞擾亂策として實現し

來るのである。

## 1 廿一ヶ條問題に干渉

大正三年（一九一四年）十一月七日、青島占領後間もなく、支那はわが國に對して該地域の返還を求めて來たばかりでなく、日支關係の間隙に乗じて列國は頻りに暗躍し、この際日本としては山東問題並に滿蒙權益を明確にしておかねば、不測の事態を生ずる憂が觀取せられた。そこで支那に對し、大正四年一月十八日、所謂廿一箇條の要求を提出したのである。

この「廿一箇條」といふのは、排日派が我國から要求した條項を廿一に分つたもので、實際の日支條約とは非常な差異があるが、ともかく日支條約の第一部山東省に關する四ヶ條は山東還付の結果事實上消滅した。同第二部をなしてゐた南滿洲及東部内蒙古における日本の特殊地位及權益の承認に關する條約七箇條を、ここに歴史的文献として掲ぐれば、左の如くである。

第一條 兩締約國は旅順大連租借期限並南滿洲鐵道に關する期限は、何れも九十九ヶ年に延長すべきことを約す



第二條 日本國臣民は、南滿洲において、各種商工業上の建物を建設するために、必要なる土地を商租することを得

第三條 日本國臣民は、南滿洲において、自由に住居往來し、各種の商工業その他の業務に従事することを得

第四條 日本國民が、東部內蒙古において、支那國々民と合併により農業及附隨工業の經營を爲さむとするときは、支那國政府は之を承認すべし

第五條 前三條の場合において、日本國臣民は例記により下附せられた旅券は地方官に提出し登録を受け、又支那國警察法令及課税に服すべし

民刑訴訟は日本國民被告たる場合には日本國領事館において、又支那國々民被告たる場合には支那官吏において之を審判し、互に員を派し臨時傍聽せしむることを得。但し土地に關する日本國臣民及支那國々民間の民事訴訟は、支那國の法律及地方慣習により兩國より員を派し共同審判すべし

將來同地方の司法制度完全に改良せられたる時は、日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は支

#### 那國法廷の審判に歸すべし

第六條 支那國政府は、成るべく速に外國人の居住貿易のため、自ら進みて東部內蒙古における適當なる諸都市を開放すべきことを約す

第七條 支那國政府は、從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約規定事實を標準となし、速に吉長鐵道に關する諸協約の根本的改訂を行ふべきことを約す

將來支那國政府において、鐵道借款事項に關し、外國資本家に對し現在の各鐵道借款契約に比し有利なる條件を附與したるときは、日本國の希望により、吉長鐵道借款契約の改訂を行ふべし

第八條 滿洲に關する現行各條約は、本條約の別に規定するものを除くの外、一切従前通り實行すべし

第九條 本條約は調印の日より效力を生ず

この外、漢冶萍公司に關する件二ヶ條、支那沿岸の港灣及島嶼不割讓に關する件一ヶ條、日支懸案諸問題解決に關する件七ヶ條があつた。



この所謂廿一箇條は、東亞永遠の平和確立のための、根幹的要求乃至希望條項であつたに拘らず、支那政府は徒らに交渉遷延を重ねて誠意を示さないで、五月七日、日本は五月九日午後六時を回答期限とする最終的修正案を提示し、支那政府も、五月九日を以て要求全部を容認したのである。

東亞の和平と東亞の安定とは、米國がその野望を實現することのために最も嫌避するところであり、特に日本を中樞とする安定は、米國が支那大陸を侵寇せんとすることに對する防壁を築くことを意味するものであるから、廿一箇條要求の貫徹を見んとするや、米國は必死となつて妨害を試み、日支交渉の最中、三月十三日警告的抗議を寄せ來つた。

然しながら、その「抗議」には「然れども米國は領土の接續せることが、日本とこれ等地方との間に特殊關係を發生せしむるものなることを卒直に承認す」といつたような、比較的穩健な調子を含んだものであつたが、五月七日、我國が支那に最後通牒を發し、五月九日支那が承認をした後、五月十三日、米國政府は國務長官ブライアンの名を以て、日支兩國に左の如き同文通牒を發したのである。

支那及び日本兩國政府の間に發生し、且つ現に懸案中の事態及び其の結果として成れる約定に鑑み、合衆國は日支兩國政府において既に締結せられ又は今後締結せらるべき協定と雖も、苟くも支那における合衆國及び其の人民の條約上の權利、支那共和國の政治的若しくは領土的保全、又は所謂門戶開放主義として知らるゝ支那に關する國際政策に危害を加ふるものは、承認する能はざることを、兩國政府に通告するの光榮を有す。

米國は東亞の事に關し、支那大陸の事に就て、日本と支那との間に締結せらるゝ協定であつても、それが自分の氣に喰はなければ、「承認」しないと云ふのである。

東亞に對する米國の莊園意識は、日本の毅然たる態度に直面することによつて、遂に日支關係に對する實質的干涉にまで脱線し來り、東亞攪亂策を、執拗に繰り返すに至つたのである。

## 2 大戦参加に支那を誘ふ

一九一七年（大正六年）二月一日獨逸は無制限潜水艦戰を開始し、二月三日、米獨國交斷絶となり、同年四月六日、米國は獨逸に宣戰を布告した。



米國は第一次大戰勃發以來二年八月、所謂嚴正中立を宣し來つたものであるが、ここに至つて參戰に決したことは、若しも獨逸が勝利を獲た場合を豫想し、聯合國が敗北に歸すれば、莫大な軍需品賣掛代金のお流れによる共倒れを懸念したこと、獨逸の無制限潜水艦戰開始に對する反感によるものと普通に解釋せられてゐるが、然しながら米國參戰の肚裏に、東亞問題に對する重大なる思惑の伏在したことを、看過することは出来ぬ。

その思惑は二つある。第一は、日本の態度早く既に決し、協商國側に味方してゐるのであるから、米國は參戰によつて東亞における抗爭の對手國たる日本のため、何等の顧念を必要としなかつたといふことであり、第二は、米國不參戰のまま、協商國が勝利を得ることとなれば、例ひ勝利を得ず五分五分に終つたとしても、日本が英、佛、露、伊と結んでゐる以上、米國は東亞において孤立し、自分が最も怖るゝ日本によつて東亞の安定が馴致さるゝに至り、その攪亂策も施すに術なく、その野望を充すことも出来なくなるとの、打算である。

この二つの打算は、表裏一體となつて、米國に參戰の決意を固めしむる重大要素であつたといふことは、單なる臆説でなく、米國が自國の參戰と同時に、極力支那を説いて參戰を誘導し、遂

にそれを實現せしめたことをもつても判るのである。

即ち駐支米國公使ポール・ラインシュは米獨國交斷絶直後、三月五日支那政府に協商國側に立つて大戦に参加するの肝要を説き、三月八日には段祺瑞を訪問して其の回答を促がし、且つ財政的に、十分の援助を惜むものではないことを申入れて、參戰即行を勸告した。

かくて支那は三月十四日、殆んど何等の理由なくして獨逸との外交關係を絶つに至つた。これ米獨國交斷絶に後ること三十有餘日、米國の對獨宣戰に先だつこと二十有餘日である。

而して支那が大戦参加に決したのは、ラインシュ公使が「米國が參戰する以上、支那も早く參戰して、日本に對し米支協力實現の便宜を得る必要がある。聯合國が勝つた場合に、若し支那が媾和會議に出席して居なかつたならば、日本は列國に廿一箇條要求を確認させるだらう」と力説したからであることは、一般に信ぜらるゝところである。

かく、支那の參戰は、便宜と策略に出で、參戰といつても名ばかりで、多少の苦力を歐洲に送つた程度に過ぎなかつたのであるが、國內では參戰問題に絡んで内紛が勃發した。米國政府は大いに狼狽し、日英兩國に支那の内紛調停を申出で、しかも我國の回答を待たずして單獨で支那に



勸告を試み、支那獨占慾を現實に露呈するに至つた。

日本政府は、米國のこの不適當なる措置に對し、直ちに抗議を發したのであるが、米國は『米國が一九一七年二月三日對獨國交斷絶から、四月六日宣戰を布告したまでの間に、日本は英、佛、露、伊四國と秘密交渉を重ね、四國をして山東權益と南洋群島を日本が獲得することに關し、媾和會議で日本を援助することを約束せしめ、而も米國參戰後にも、尙ほ且つ米國にこれを秘密にしたではないか』と抗辯したのである。

例ひ、米國の言ふが如き秘密交渉があつたにせよ、日本はとくに參戰しておるのであり、協商國と萬般の交渉あるは當然であり、後より參戰し來つた米國に、一々これを報告すべき義務の非ざることは言ふまでもない。米國がかかる抗辯をなすことは、山東權益と南洋群島に對する自己の執念を自ら語るものに外ならず、果して彼れは後の媾和會議において、極力我國の主張と立場とに妨害をなし來つたのであつた。

東亞において、日本と支那とを相對立せしめ、自らは常にその間隙を狙つて、飽くまで東亞を攪亂しようとする米國の政策は、いよく深刻となつて來た。

### 3 新四國借款團を組織

米國の、東亞に對する野望の正體を、最も端的に露呈するものは、借款團組織の策動である。

一九一〇年（明治四十三年）ストレートの發案によつて米國が英、佛、獨を誘ひ、支那特に滿蒙における日、露の勢力を驅逐することを目的として四國借款團が組織され、而かも日、露を壓迫しおうせぬことを覺つて六國借款團となり、而して日、露を仲間に入れては米國の意圖は達せられぬので、一九一三年（大正二年）大統領ウィルソンが『支那内政干涉の嫌あり』との名目の下に、六國借款團から脱退したことは、前記の如くである。

ところが、ここに、大戰の勃發によつて借款團に思はぬ形勢が生じて來た。といふのは、米國脱退後は日、英、佛、獨、露の五國借款團の形を有してゐたのであるが、獨逸は日、英、佛、露の敵國となつて仲間外れとなり、露國には革命が起つて對支借款どころではなく、英、佛は自分の戰爭に手一杯で支那などかまつておれず、ここにおいて、最初の六國借款團は、事實問題として、日本一國だけの對支借款團となつてしまつた譯である。



こうなつて來ると、米國は大いに焦り出し、「内政干渉不可」と大目得切つて五年前に借款團を脱退した大統領ウイルソンは、恥も外聞も捨て、一九一八年（大正七年）日、米、英、佛四國銀行團から成る新四國借款團組織を發議し、支那で公募するものは、政治借款でも、實業借款でも、すべてこれを新四國借款團の共同事業としようといふことを、關係諸國に提案した。

この提議の目的が、日本の東亞における自由活潑な活動を封じようとするに在ることは言ふまでもないのであるから、日本はこれに對し、滿蒙特殊權益確保の見地から、南滿洲及び東部内蒙古に關する借款で、帝國の國防並に國民の經濟的生存の安全確保上重大なものに關しては、必要なる措置を執るの自由を留保し、左の條件を附したのである。

- 一、南滿鐵道及び同支線並に附帶事業たる鑛山は、新借款の範圍に屬せず
- 二、吉長線、新奉線、四鄭線は既に具體的進捗をなせるものにして、右同斷
- 三、吉會線、鄭家屯—洮南線、開原—吉林線、洮南—熱河線、及び其の一點より海港に至る鐵道は、滿鐵の支線若しくは營養線たるに止まらず、滿鐵と相俟つて帝國國防に重要なる關係を有し極東保護の基準たるをもつて、右同斷

日本のこの適正當然の條件に對し、發案の主眼を、日本の滿蒙安定勢力壓迫におく米國は極力反對し、世界的「輿論」を動員して宣傳戰に務め、我國の有してゐた滿洲安定勢力中熱河—洮南間並にこの線から海港に導く線は腕ぎとられ、借款團から除外されたものは吉會線、鄭洮線、長洮線、開吉線、吉長線、新奉線、四鄭線の七線となつたのである。

かくして一九二〇年（大正九年）十月、新四國借款團に關し左記の原則が確立した。

- 一、借款團員の有する既得優先權は、總べて新借款團に提供す
- 二、將來における政治的經濟的借款は、悉く新借款團において獨占す

かくの如くにして、米國の提唱により新四國借款團は成立した。しかも先には自ら作つた借款團をまつ先に脱退した米國は、新借款團の成立した翌年（一九二一年、大正十年）に、早くもこれを蹂躪し去るの暴慢と不信を、敢てして憚らなかつた。

それは、後に記述するフェデラル電信會社による、支那無線電信借款契約の單獨締結である。



#### 4 シベリア出兵と米國の妄動

大戰の四年目一九一七年（大正六年）三月十二日、突如露國第一次革命勃發し、臨時政府が組織され、同年七月廿日ケレンスキーが假政府首席となり、九月十五日共和政を布告。更に同年十一月七日、第二次革命勃發して、ケレンスキーは出奔、レーニンが政權を掌握して勞農共產政府（過激派）の出現となり、勞農政府は同年十二月六日獨逸と休戰條約を締結、翌年三月十四日ブレストリトウスクにおいて、露、獨和條約を批准するに至つた。

多年獨、奥の壓迫を受けて苦しんでゐたチェッコスロヴァキア人は、大戰勃發を機會に續々露軍に投降、シベリアを迂回した西部戰線の聯合軍を助けようとしたのであるが、ここに露獨單獨和となり、露國は一轉してチェッコを敵視しなければならぬ状態になつた。

かくして、今までシベリアにあつた獨奥の捕虜とチェッコの投降兵との間に嫉視反目起り、自然チェッコの投降者達は悲境に陥つた。そこで大正七年六月、チェッコ軍は突然鋒起してウラジオを占領し、勢に乗じてイルクーツク以西に散在してゐる同胞を救援する事を決意し、聯合國側

に助力救援を求めたのである。

これより先、露國革命の紛亂がだん／＼シベリア一帯に擴がるにつれて、聯合國間には日本をしてシベリアに出兵せしめてはどうかとの議もあり、我が國は大正七年一月、取り敢へず艦隊を浦鹽に派遣したのであつたが、當時米國は我が勢力が、シベリアに伸張することを恐れて、出兵には反對の態度をとつてゐたのである。

ところが、チェッコ軍の救援要請となつたので、米國政府も同年七月十日、日本に對しシベリア共同出兵を提議し來り、日本は米國の提議に應じ、同年八月二日シベリア出兵を宣言した。而してその兵力は兩國共一ヶ師團といふ申合せであつた。

ところが共同出兵後も、米國は出兵の目的を達成することに努力しようとはせず、徒らに日本出兵に對する猜疑を深うし、事毎に現地において意見の杆格を來し、米國大統領は我駐米大使石井菊次郎に「シベリア派遣の米司令官よりの報告によれば、日本軍は一個師團一萬などといふ少數ではない。どう見ても二萬五千乃至三萬は出してゐるとの報告であるが、これは一體どういふ譯か」といつたような「詰問」があつた。



石井大使はこれに對し、『日本政府においてはシベリア出兵の兵員を、歩兵一個師團一萬人と承知し、これに騎兵、砲兵、工兵、輜重兵を按分し戰時編成として出兵したため、若干の増加をみたものである』と回答したのであるが、かくの如きは、米國の言ひ分に頭初から無理があり、シベリアの曠野に出兵する以上、僅少の兵を以て目的の達し難いことは明かなことであつて、米國が現實を無視して徒らに机上に立脚した抗議を試みるのは、出兵の目的貫徹は疎外して、唯シベリアにおける、日本勢力の伸張を壓迫しようとする慮念に出でたものであつた。

一九一八年十一月十一日、獨逸屈服して休戰條約の締結となり、翌一九一九年は世界の視聽擧げてヴェルサイユの平和會議に集り、同年六月廿八日講和條約の調印となつた。

しかも、シベリアにおいては、日、米不圓滑の中にも、共同出兵が續けられてゐたが、ヴェルサイユ講和の翌一九二〇年（大正九年）一月、米國政府は日本に何の相談もなく、突如として撤兵を開始したのである。

時の駐米大使幣原喜重郎は直ちに國務省に至り、ランシングに『米國政府は何故日本に無斷で撤兵を開始したのか、共同で出兵してゐるのにそれでは筋が通らぬではないか』と捻ぢ込むと、

ランシングは『そんな筈はない、まだ撤兵命令は出てゐない筈だ』といつてその場で陸軍長官に電話で問ひ合せた。陸軍では『撤兵命令はもう出した』といふので、幣原大使は、米軍と受持區域まできめて警備してゐるのに、米軍の無斷撤兵によつて生ずる日本人の非常な危険を説き、米國は「手違ひ」に遺憾の意を表したのである。

元より、米國の突如たる無斷撤兵は「手違ひ」ではなくて計畫的のものであり、日本に對する反感と嫌がらせの爲めであることは明かであるが、同時に、あわよくば自國軍隊の撤退によつて、日本軍の撤退を餘儀なからしめんとする魂膽であつたのである。

米國軍に次で英、佛軍も亦撤退したが、當時各地にバルチザンの來襲あり。一九二〇年（大正九年）三月十三日、かの尼港事件の難に遭ふなど、我軍隊の撤退は事實上不可能であつたため、日本は同年三月卅一日宣言を發して當分駐屯を表明した。

然るに、あくまで執拗なる米國は、日本とシベリアとは特殊の接壤關係にあり、かつ尼港虐殺事件では、三百五十名の在留邦人と、三百六名の帝國守備隊とがバルチザンのために擧殺され、國民が悲憤激怒しつあることをも白眼冷視し、同年四月廿二日、沿海州臨時政府と協約を結んで



駐兵を繼續したこと、及び同日北樺太を保障占領したことを以て、出兵當時の宣言に反するものとなし、五月卅一日國務長官ヒューズの名をもつて通告を寄せ、『米國政府は日本が現在行つて居る占領、又は管理に基く如何なる要求又は權限も之を有効と認めない。將又、現存の條約上の權利を害し、若くは露西亞の政治的及領土的保全を害する日本政府の行動は一切之を認めない』と稱したのである。

このシベリア出兵問題は、一九二二年（大正十一年）一月廿一日、ワシントン會議において、日本が撤兵意向聲明の後、同年六月廿四日、加藤友三郎内閣が撤兵宣言を發し、北滿派遣軍は九月十四日、ウラヂオ派遣軍は十月廿五日各撤兵を完了し、尼港事件の保障占領をなした北樺太駐屯軍も一九二五年（大正十四年）一月廿日、日ソ國交回復條約成立後に撤退を了して終結するに至つた。

シベリア出兵に絡む米國の壓迫と干渉は、その最初から最後まで、單に文書の抗議による反目の表明ばかりでなく、米軍出兵部隊の端的なる行動によつて如實に示されたのであり、日本の大陸行動に對する米國の飽くなき反撥干渉が、支那大陸のみでなく、東亞の露領にまで及んだこと

即ち米國の野望は、深くシベリアにまで連る證據として、特に注目されなければならぬ。

##### 5 東支鐵道に喰ひ下る

米國は、滿洲及シベリアの鐵道に對し垂涎たゞならず、日露戰爭後、各種の謀略をもつて侵寇を企てたのであるが、シベリア出兵當時における東支鐵道、ウスリ、シベリア各線の混亂に乗じて、又々その野望の達成を夢み、これ等諸鐵道の列國共同管理を提議した。

しかしながら、日本は内政不干渉、東支鐵道の主權關係等の名分によりこれに反對し、米國も「共同管理」主義を捨て、「共同監督」主義をとることになり、一九一九年（大正八年）ウラヂオにおいて「鐵道監督協約」が成立し、同年三月五日に技術部と軍事輸送部から構成された「列國監督委員會」の成立となつた。

この委員會の技術部と軍事輸送部とは、形式上は對等といふことになつてゐたけれども、前者は豫算編成、資金運用、運賃定率、鐵道材料の運用及び運行に關する監督を掌り、後者は單に軍事輸送調節の任務を有するに止まり、所管事務權限上、前者はこの委員會の行動に獨裁的權限を



持つてゐた。而して軍事輸送部長は日本人であつたが、技術部長には米國人が當つたのである。ここにおいて、米國は多年の野望を果して、一時的にもせよ東亞大陸の鐵道への割込みが出来た形となり、餘程いゝ氣持ちであつたとみえて、大正九年一月、日本に無斷で派遣軍を撤退した後にも、米國側の鐵道共監關係者は依然殘留し、その業務を續けたばかりでなく、翌一九二〇年（大正十年）八月、米國は執念にも再び「共同監督」を「共同管理」に変更せんことを提議し來つた。

然しながら、日本は例ひ混亂時とはいへ、一時的にも東支鐵道を列國共同管理とすることは、やがて支那鐵道一切を列國管理の下に置く端緒たる危険があるばかりでなく、名分上においても前に反對した時と何等の變化無いものであるから、東亞大陸を米國の毒牙から擁護する立場において、再び斷乎として反對したのである。

その後、日本軍がシベリアから完全に撤兵するに至つて、「東支鐵道共同監督」は自然解消となり米國の東亞大陸鐵道掌握も、一場の夢と化し去つてしまつた。

## 6 人種平等案を扼殺

大戰の講和會議は一九一九年（大正八年）パリにおいて第一回豫備會議が開かれ、同年六月廿八日講和條約の調印を見た。このパリ講和會議における米國の態度は、日本を壓迫するために全精力を傾注したかの觀があり、奇怪なる敵性を露呈したのである。

即ち米國の全權團、就中國務長官ランシングの如きは、日本が重大なる犠牲を拂つて占領した青島を、直接支那に還付せしめんとし、あらゆる策動を爲したことは、宛然支那政府の代表者たるの觀があり、支那と協同戰線を張つて日本に當つたといふよりも、むしろ米國が主動力となつて、支那を使喚し煽動する有様であつて、山東問題は日支問題と謂はんよりは、事實上日米問題たるの緊張を呈した。

青島戰役における日本軍の犠牲は、戰死將兵三百九十四名、負傷將兵千四百六十三名、外傷又は疾病のために斃れた將兵二百廿二名、總計死傷二千に近い損害を受け、戰費、軍事費一億六千餘萬圓を費したのであり、講和會議は、日本にとつては山東占領に關聯して、日支關係の根本調



整をなすことが、唯一最大の目標であつた。

しかるに、米國が一兵一厘の犠牲を拂ふことなく、單に自己の東亞に對する支配慾のため、その威力を恃んで日本を壓迫した態度は、かの日清戦争後の三國干渉に比すべき恨事であり、山東の權益はパリ會議では一時日本に移讓されたが、やがてワシントン會議における、日本の敗北となつたのである。

米國は、かく一方において、いかにも「理想主義」的主張をなすが如く見せかけながら、一方において、自己の便宜と意慾のためには、日本が提議した世界の正義と平和との根幹たるべき「人種平等案」に眞向から反對した。

人種平等案とは、パリ媾和會議における國際聯盟規約案討議に際し、規約前文中の「各國間における公明正大なる関係を規律し」といふ節の次に、「各國均等の主義を是認しこれ等國民を正當に待遇し」との一節を、追加せんとする修正案であつた。

この日本の提出した修正案は、國際聯盟なるもの、理想とするところに照し、當然の事を當然の字句によつて表現せるものに過ぎず、いづれの國にも異論なかるべきはずのものであつたか

ら、四月十二日（大正八年）の聯盟規約委員會の表決では日本、佛國、伊太利、支那、セルヴィア、ルーマニア、チエツコ・スロヴァキア、ポルトガルの八ヶ國が賛成し、米國をはじめ、英國、ブラジル、ギリシア、ポーランドの五ヶ國は反對し、賛成國が絶對多數であつた。

ところが、同委員會の議長であつた米國大統領ウィルソンは、この人種平等案は、規約中の重要な修正であるから、全會一致を必要とするといふ口實の下に、絶對反對の態度を以て不成立に終らしめ、遂に扼殺してしまつたのである。

米國がこの人種平等案に絶對反對したのは、米國は極端な人種排斥の國であり、時あたかも、日本移民排斥問題が一大破局に陥らんとする形勢の時であつたからである。ウィルソンがいかに美辭麗句を並べ、世界「正義」と「人道」を高唱しても、人種平等案を扼殺した一事を以てして、彼の理想主義政治家としての假面は脱落し去り、同時に、國際聯盟がその第一歩において、正義を無視する偽善の殿堂であることを、自ら證據立てたものに外ならなかつたのであり、今日聯盟なるものが雲散霧消し去つたことも故なしとしなす。



## 第二十 フエデラル契約の驕慢無軌道

米國の對支政策の合言葉となつてゐる「門戶開放、機會均等、領土保全」といふことが、米國東亞侵寇の謀略的存在に外ならぬことは樓説のごとくであるが、特にそれは、資本的侵寇の武器として高唱せられ來つてゐる。

而して、經濟的活動の前提をなすものは交通機關と通信機關とであり、米國が東亞の交通機關に對する執念は滿洲とシベリアの鐵道問題でくり返されたが、通信機關に對す妄執は、支那における無線電信獨占權の獲得を繞つて、極度の驕慢無軌道ぶりを發揮するに至つた。

三井物産と支那海軍部との間に、無線電信契約が成立したのは、大正七年（一九一八年）二月廿一日であり、次で同年三月五日、附屬協定が成立して三十ヶ年の獨占權が成立した。——これは新四國借款團の成立に先立つこと二年のことである。

### 1 日本の孤立を策す

これより先、デンマークのラーセン會社は、大戰の經驗に鑑み、世界の通信は漸次無線通信化する傾向を看取して、逸早く支那における無線通信獨占權獲得を企て、二年間にわたつて各方面に策動したが、假契約を締結する所まで行つて頓挫してしまつた。三井物産はその後を承け、ラーセン會社から權利を譲受けて右の契約を締結したのであつた。

ところが、三井の双橋無電臺工事は、獨逸からの輸入杜絶と、大正九年の財界反動に影響され一寸停頓の形を呈した。ここにおいて、三井の無電契約成立を見て羨望切齒し、つけ入る機會を窺つてゐた米國は、一九二一年（大正十年）、新四國借款團成立の翌年、フエデラル會社をして、上海に大無線電信臺を建設する契約を交通部と締結せしめ、同年の九月九日、二十年間の獨占權を取得したのである。

これに對し、日本は一月十九日支那政府に、二月十六日駐支米國公使に、夫々小幡駐支公使をして抗議せしめた。英國も亦抗議したのであるが、駐支米國公使クレインの暗躍により、間もな



く英米は妥協的態度を示し、二月十六日兩國公使は外交總長を訪問して、「米支無線問題については英米兩國間においては妥協の成立確實なること、日本に對しては、英米兩國は大無線局用の機械を供給しないことに決定したから、三井の工事は到底成功の見込みなきこと」の二點をあげて、支那を恫喝すると共に、日本の孤立を計つた。

一方日本に對し、「フエデラルは日本が附屬協定を公表したかつたから、獨占規定のあることを知らなかつたし、支那における獨占的契約は米支條約違反であり、機會均等主義に反するものであるから、日本に獨占權の存在するといふことであれば、米國はこれに抗議する」といつたような、逆捻ぢの照會を寄越したのである。

日本政府は、四月初旬我が獨占權は確固たるものであつて、米國の言ひ分が何等根據のないものであることを説明して、重ねて米國の反省を要求した。米國政府はこれには回答もせず、返つてフエデラル契約を正式に承認し、商務省の名をもつて契約内容を發表し、支那に對しては三井契約の破棄、フエデラル契約の履行を迫つた。この前後、當時の交通總長葉恭綽は、米國側から三十萬ドルの謝禮を受けたとの怪聞が頻りに傳へられた。

かくて、九月に至り、米國は自ら無線電臺の獨占權を取得したが、その「獨占權」は、六ヶ月前日本に對し米支條約違反にして、「機會均等」背馳と稱したところのものであつたことを考ゆれば、米國の對支政策の合ひ言葉が、單なる主我的謀略に過ぎないことが明瞭に判るはずだ。

ここにおいて、支那の無線電信を繞り、日本の「獨占權」と、米國の「獨占權」と二つの「獨占權」が對立を見るに至つた。しかも米國は、ワシントン會議（大正十年—十一年）における日本壓迫の外交攻勢に乗じ、支那と秘密契約を結び、山東還附交渉に關する米國の對支援助と、フエデラル契約の履行確保との交換を契約したのである。

日本は、問題の徒らなる紛糾を憂え、一大讓歩をなし、日米の歩み寄りによつて、合理的に解決せんとして、四國合同案なるものを提議した。即ち、電臺を二個併立することは共倒れになるから三井の双橋無線電臺を日、英、米、佛の四國が合同で經營しようとの案である。蓋し日、英、米、佛は支那の無線電信に關しては何等かの權利を持つておるのであり、且つフエデラル契約の前年成立した新四國借款團を、紛議解決に活用せんとしたものであり、日本の一大屈辱的提議であつたけれども、當時の所謂協調外交としては、公正妥當なる提議であつた。



然るに米國は、日本のこの一大讓歩による圓滿解決のための提議に一顧を與えず、新四國借款團は、米國自らの發儀によつて成立したものであつたに拘らず、その成立の翌年において自らこれを蹂躪して、四國合同案を拒絶し、米國は米國でフェデラルを建てるから、日本は日本で双橋に據れと突つはねてしまつた。

## 2 「門戶開放」の現實暴露

日本は今更らに、米國に對する「讓歩」によつて、酬いらるゝものが何であるかを痛感し、米國の「門戶開放、機會均等」なる口頭語が、米國の對支政策の現實において何を意味するかを、いやといふほど覺らざるを得なかつた。

この間、三井の双橋電臺建設工事は着々進捗して、大正十二年に完成を見た。米國の戦法は、最初は日本の電臺建設は資材難によつて不可能であると説いて、三井契約の破棄を支那政府に迫つたのであるが、今や完成を見たので、その攻撃戦法を變更し、表面では双橋無電臺は不完全で満足な通信は出來ぬと宣傳、裏面では支那政府に金を貸し、その金で双橋電臺を買収せしめよう

と計畫したのである。

米國のこの新戦略に呼應する如く、米國の新聞紙上には双橋無電臺が商業通信機關として價値が少いといふ意味の中傷記事が現れた。これに對し、三井物産はプレントウッド、ボルドウ、ナウエン等世界の代表的無電局の双橋電臺賞讃の辭をもつてその優秀を立證し、米國の中傷を粉碎したが、一方米國公使はしばしば顧維鈞外交總長と會同して、双橋電臺買収の計略を進めた。

電臺買収計畫の結論は、三井契約は總額八百六十萬圓借款契約であるから、その金を日本に返して電臺を受け取つて了へばよい。——といふに歸するのであるが、問題は當時の北京政府にその金がないといふ點にあつた。自然北京政府が借金をするといふことになり、その金は米國が借すといふのであるが、しかもその米國、自ら主唱して新四國借款團を作つたばかりであり、借款團以外から新たに支那に金を借すといふことは、簡單には出來なかつた。

一九二四年（大正十三年）四月、米國の排日法案は上下兩院を通過し、日米關係は異常の緊張を示した。今や支那無電問題は、軍事上の意義も含めて愈々深刻化するに至り、折から米國は支那通としてこれまで國務省にあり、無線外交の操り師であつたマックマレーを駐支公使として赴



任せしむるに至つた。

マックマレー公使は大正十四年四月着任、活動を開始した。公使は本國において無線債券の發行を準備せしめ、得意の弗の音をちやらつかせ、一方では關稅會議で極力支那を支持するといふ旨をしやぶらせることによつて、双橋電臺買收計畫の速かなる實現を提案したのである。

然しながら、當時の支那政府は交通總長葉恭綽は米國の藥籠中に在つたが、執政段祺瑞は必ずしも米國の傀儡たるに甘んぜず、數次閣議の曲折を経て、一九二五年（大正十四年）九月、日米兩國に對して「無線合同案」なるものを提示した。合同案骨子は、三井、フェデラル兩契約を破棄して、新に日米合同で支那と借款契約を締結し、上海に双橋の姉妹電臺を建て、機を見てこの兩局を支局とする一大無線電信臺を作るといふにあつた。

日本は、勿論かゝる實現性もない無謀な案で、しかも支那側の問題解決引伸しの見えすいた策略に過ぎない案は、一笑に附したのであるが、凡ゆる策謀と恫喝によつて、僑慢無軌道の限りをつくした米國の外交も、こゝで又々失敗に歸したのである。

フェデラル契約遂行に關する、米國の五ヶ年にわたる陰險執拗なる策謀は、米國が日本を壓迫

して、東亞に自己の野望を達せんがためには、何等國際間の互讓と禮節とを顧みるなき、自我主義に徹した僑慢横暴を盡してらぬことを如實に示した具體的事例として、注目されねばならぬ。

## 第廿一 ワシントン會議の魂膽と謀計

パリ講和會議の「檜舞臺」において、散々に日本に屈辱を與へ、飽くまでこれを壓迫せんとした米國も、講和會議を終えた世界の現實に直面し來れば、日本は嚴然として隆々たる威容を示し、特に東亞においては、米國が如何ともすることの出來ぬ守護職の位置に控えておることを、確認せざるを得なかつた。

しかも大戰後の日本は、露國の後退により、滿蒙の確保いよく搖ぎなく、シベリア治安の責に任じ、米國躍起の反對にも拘らず、山東半島は一時的にもせよ我が領有となり、南洋諸島は名は委任統治と稱されても、事實上の我が領土となつた。東亞侵寇を念願とする米國にとつては、



何とかして、この日本を抑壓しなければ、その念願達成は思ひもよらぬ。

而して、米國は列國の債權國として世界の大豆那であり、世界の金融中心勢力はロンドンを離れてニューヨークに移り、今や列國はひたすらに、米國の機嫌を損ずることを恐れ、その鼻息をうかがふに汲々たる有様である。

ここにおいて、米國は、その世界における經濟的支配力を背景として世界の「輿論」を動員し、この機に、東亞守護職としての日本の興隆を抑壓し、支那大陸の搾取率を高めんとすることに於いて相一致する英、佛と秘かに謀り、「軍縮」の名によつてワシントン會議を召集した。

蓋し「軍縮」の名によつたのは、大戰後における戦争に對する世界の倦怠、嫌惡を背景としたものであつたが、ワシントン會議を召集した米國の魂膽が、日本の大陸發展を徹底的に水泡に歸せしめて、自己の侵寇に便ならしむるため、日本の山東權益を消滅せしめ、日本の滿蒙安定勢力を否認し、而かも將來に互つて東亞における活動を封せんがために、日本海軍を不當に弱勢たらしむるにあつたことは、會議の經過と結果より觀て明かである。

ハーチング大統領（廿九代）召集のワシントン會議は、一九二一年（大正十年）十一月十二日

開會せられ、翌年二月六日閉會となつた。ワシントン會議における米國の魂膽と、その大成功とを、米國の外交評論家ブレイクスリーは、左の如く記してゐる。

ワシントン會議の議題は軍備制限と太平洋及極東問題にして、一見二個の異なる問題なる如きも、實際は然らず、兩問題は密接な聯絡を有してゐた。即ち軍備制限問題は、海軍々備に對するものであつて、其の海軍々備の脅威は主して日米兩國の競争に在つたものであるが、元來此の日米兩國の海軍角逐たるや、太平洋及び極東諸問題に關する兩國間の軋轢に因由する相互間の猜疑と、反感より發生せるものなりしが故である。——海軍競争制限も重要であつたが、尙一層重要なるは太平洋と極東に關する協定である。

極東に關する取極は會議に依り爲されしものと、會議外で日支兩國間に依り交渉されしものとある。——日本軍は山東より完全に撤退されて、人口稠密な歴史古き同省は、廿五年振りに初めて完全に支那政府の手へ還附され、漢口における日本駐屯軍も引揚げ、又日本郵便局も滿洲租借地と南滿洲鐵道地帯内を除く他全部閉鎖された。廿一箇條要求も大部分自然的に廢棄されるか、又は撤回された。即ち第一項、日本の山東占領に關するものは自然廢棄となり、支



那の宗主権を脅威する條件を含む第五項は、日本側にて將來の交渉に譲る事として一時撤回となりしを初め、南滿洲に對する多大の特權要求を含む第二項は、右會議開催中日本代表側から放棄したのである。

東部シベリアの日本軍も全部引揚げを了した。又北樺太半部を占領の軍隊も、一九二五年一月廿一日調印成立せる日露條約に従ひ目下撤退中である。ワシントン會議において、シベリアより撤兵すべしといふ日本側の約言を嘲笑、列強間における單なる約束が何の役に立たうかと言つた皮肉家があつたが、然し其の約束は完全に履行され、又軍國的日本の嘗て主張せる極東における政治的優越權も放棄されたのである。

太平洋及び極東問題を討議する會議が、東京に非ずしてワシントンに開催され、且つ日本に非ずして米國政府の招集せるものなるにも拘らず、日本が之れに列席を肯んじたといふ一事だけでも、之等の地域に對し、或程度の管理權を主張せる従前の態度に、妙からざる變化を明らかに窺ふ事が出来る。尙會議において成立せる諸協定は、右地域全般における完全なる國際的平等主義に基いて取極められしものである。

ワシントン會議の大なる意義は、實に日本が米國の極東に對する根本的政策を公式に承諾して、兩國間に多年介在せる軋轢の原因を除去せるにある。

——かくの如く、ワシントン會議は米國がこれまで他國と嘗て行へる事なき最大の協調を實現したのであるが、又米國の獨立に對する正式承認を贏得たる、かの一七八二年より一七八三年に互るパリ交渉以來の、米國の最も顯著なる外交上の成功の一たるは論ずるまでもない事である。——

米國は、かく會議の目的を認識した。そして、その目的をかく完全に達成して、かくの如く欣喜、得意滿面、ひそかに日本の豫想外なる軟弱を冷笑し、その意外とする程の屈服ぶりを嘲弄したのである。

而して、會議における日本壓迫の諸工作は、左の如く、周密奸惡なる謀計と威迫とによつて成し遂げられたのであつた。



## 1 主力艦一〇對六—海軍條約のからくり

ワシントン海軍條約は一九二二年（大正十一年）二月六日に調印せられた。その調印の日は即ち會議閉會の日であり、この條約によつて、日、英、米主力艦保有量は英、米、兩國各々一〇に對して日本は六と決定したのである。

會議前の米國は、一九一八年完成を目ざす三年計畫大造艦政策を樹ててゐたが、工事の進捗率は遅々たる有様であつた。日本は、米國の三年計畫に對抗するため、自衛上所謂八八艦隊建設の道程にあり、英國は、一九二一年三月に戦艦四隻の協議を議會に得てゐた。

會議に参加した國は、本國又は領土を太平洋上に有する九ヶ國であつて、一九二一年十一月十二日ワシントンの大戦記念館で開會した。開會劈頭各國代表に對して、ハーディング大統領が歡迎の辭を述べ、大統領に次で立つた國務長官ヒューズは、その「開會の辭」において、抜打的に海軍力に言及してまづ高壓的態度を闡明し、當時の「平和」と「協調」と「財政の危機救済」といふ法衣の蔭に、巧みに米國の謀計を隠して會議を押し切つてしまつた。

米國の評論家は、米國の完全なる會議に對する主我的指導ぶりを、「議長としてヒューズの示せる力と速度は、恰かも強力なる機關車が急行列車を牽引する如きものがあつた」と評した。

我が國は日、英、米三國主力艦の比率については、對米七割を主張したのであるが、太平洋防備制限を條件として、六割讓歩の餘儀なきに至つたのである。

米國が、飽くまで日本の海軍力を十對六の比率に壓縮せんとしたのは、「N自乗の法則」から出てゐる。「N自乗の法則」とは、ネルソンのトラファルガー海戦計畫に基くもので、この法則を適用すれば、米國の一〇は一〇〇となり、日本の六は卅六となるから、一〇〇から卅六を引けば六四が残り、これを開けば八となり、米國艦隊は日本艦隊を撃滅しても八割の勢力が残存するといふことになる。前大戰の直前、英は獨に對し一六對一〇、即ち一〇對六・二を目標に海軍を充實、その豫期に違はず、獨逸海軍は大戰を通じて退嬰主義に終らざるを得なかつた。

實に米國の魂膽は、一〇對六比率に日本海軍を壓縮すば、米國が東亞に對して如何に振舞ふとも、「必敗」の日本は立ち上ることが出來ず、永遠に日本の戰意を挫き、戰はずして勝ち、座ながらにして東亞を支配することが出來ると考へたのだ。



しかも、この一〇對六の海軍條約の内容と、これを成立せしめる道程においては、米國本位の奇怪なる謀計が施されたのであつた。その謀計の中でも、左の三つは最も露骨なものであつた。

(イ) 我戰艦「陸奥」を廢棄せんとす。——米國は日、英、米、佛、伊各海軍勢力割合を定むるに當つて、その算定の根據を合計噸數主義による、各國現有勢力の比較に求めたが、米國が最初に提出した軍備縮少原案では、我戰艦陸奥は未成艦として廢棄されることになつてゐた。所が陸奥は當時既成艦であつた。ここにおいて、帝國代表は既成艦を未成艦としたために起つた現有勢力噸數算定上の誤謬を指摘し、正當にして有力な主張として成行きが注目されたのである。

ところが、米國は陸奥が當時世界最強であることを知つてゐるので、我が提議には同意したくない。そこで、英國と協同して「戰艦陸奥の威力は實に大であるから、かゝる戰艦の復活保有不は、單なる噸數上の變動にとゞまらず、日、英、米三國間實勢力の比に、重大な變動を與ふるものである。だから、陸奥復活の問題は、合計噸數勢力比の見地から解決すべきではなくて、陸奥の威力をも考慮して解決すべきである」と言ひ出した。

この問題は、種々折衝の結果英、米に新戰艦二隻宛を建造保有することを認めて陸奥復活に決

定したのであるが、米國はまづ既成艦の陸奥を未成艦として廢棄せんとし、既成艦たるの事實の如何ともすることが出来なくなると、最初自ら主張した合計噸數主義による各國現有勢力比較の主義を自ら捨て、**「復活」を認むると稱して、「威力考慮」を名に、自ら二戰艦の建造保有に導き、自國本位に有利なる解決をなしたのである。**

(ロ) パナマ運河のために大艦主義を否定。——成立した「海軍々備制限に關する條約」の第一章第五條には、**「基準排水量三萬五千噸(三萬五千五百五十メートル式噸)ヲ超ユル主力艦ハ、何レノ締約國モ、之ヲ取得シ、又ハ之ヲ建造シ、建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ、之ヲ建造ヲ許スコトヲ得ス」とある。**この條文を米國が作つた裏面は、パナマ運河は、四萬二千噸以上の主力艦が通航することは出来ないといふ、米國だけの特殊事情の爲に外ならぬ。

當時、日英が建造中或は建造せんとしてゐた主力艦は、四萬二千噸前後乃至それ以上のものであつた。米國は海軍戰略戰術上、これ等に對抗するため、同等の噸數を有する主力艦を建造する必要がある。ところが、かくの如き主力艦はパナマ運河を通航出来ぬ。かつ、南米の南端にあるマゼラン海峡は、艦隊の航行に不適當であるから、米國は日本海軍に對抗する艦隊と、英國海軍



に對抗する艦隊とを、各別に太平洋と大西洋とに、常置せねばならぬといふような結果になる。

——といふこの米國だけのご都合によつて、前記の條文が出来上つたのであつた。

(八) 巡洋戰艦レンヂャー工事進捗率の大手品。——米國は當時、日、英、佛、伊の各海軍勢力の割合を定むるに當つて、その算定の根據を各國の現有勢力比較にもとめた。そして未成艦に就いては、その艦の噸數に工事進捗歩合を乗じ、これを現有勢力に加へた。(例へば後記レンヂャー號の如く、四萬三千五百噸艦にして、四六パーセント工事進捗せるものは、二萬十噸艦と看做す) この現有勢力算定方針は、當時未成艦の多かつた米國にとつては、最も都合よく出来てゐたのであるが、更に驚くべきことは、ワシントン會議直前から當初にかけて、米國の未成艦の工事進捗率は人智を以て想像も出来ない程の増加であつた。

一例をあげてみると、その年の十月一日における公表では、工事進捗率三パーセントであつた巡洋戰艦レンヂャーが、五十日後の十一月廿日の公表では、四十六パーセントに増加したのである。一體この種の大艦は、完成に約三年かゝるとせられ、五十日の工事進捗率は平均大約五パーセントであるとされてゐたに拘らず、軍縮會議を召集し、「平和」と「協調」を看板として會議を主催

してゐる米國は、かゝる不可思議なる態度をとつた。然しながら、當時我が當局者は、米國が斯く公表して斯く主張する以上、調査の途なく恨を吞んで、米國の意見に従ふ外なかつたのである。

## 2 太平洋防備制限協定の不合理

太平洋防備制限協定が成立したのは、一九二二年一月三十日で、この協定はワシントン海軍條約第十九條として規定された。はじめ海軍比率問題に關しては、前記の如く、日本は對米七割を主張したけれども、結局六割に讓歩したのであるが、「太平洋防備制限」を「讓歩」の條件としたのである。

「讓歩」の條件であつたから、日本にとつて餘程有利のものであつたかといふに、決してそうではなく、その内容は左の如き要旨のものであつた。

太平洋上、左記制限範圍内の米、英、日各領土及び屬地における要塞及び海軍根據地は、現狀維持に止めること。

一、日本は千島、小笠原島、奄美大島、琉球、臺灣及び澎湖島が制限を受ける



一、米國はフィリッピン、グアム、アレウト列島のみが制限を受ける  
本國沿岸、パナマ、アラスカ接近の各島嶼、並にハワイを制限外に置く

一、英國は東經百十度以東を制限地とし、これに含まるゝものは香港のみ

シンガポールをはじめ、濠洲、ニュージランド、並にカナダの沿岸島嶼を制限外に置く。

この制限協定において、一目不可解なことは、米國のハワイが制限外にあつて、日本の小笠原諸島が制限區域内にあることである。一八九八年（明治卅一年）に併合し米本土、サンフランシスコから三千八百八十軒、パナマから八千六百六十軒（パナマ―ホノルル間）の位置にあるハワイ諸島が制限區域外にあつて、明治初年正式に我有となり、我本土より僅か一千軒に過ぎぬ小笠原諸島が何故に制限區域内に有らねばならぬのであつたか。

また英領海峡植民地は、東經百度乃至百五度の間に位置するのであるが、英國の制限地を東經百十度以東としたことは、取りもなほさずシンガポールを制限區域外とすることを意味した。

結局、太平洋防備制限協定は、日本のみが本國島嶼に對してすら防備制限を受け、米國はハワイを、英國はシンガポールを前進基地として保有し、近海に防備なく、六割の劣勢海軍に據る裸の

日本を、米國と英國とが、太平洋において包圍壓迫の態勢を整備したものに外ならなかつたのだ。

### 3 日英同盟消滅の偽裝として、四國條約を締結

一九二二年（大正十年）十一月十二日開會したワシントン會議は、丁度一ヶ月目の十二月十三日、日、米、英、佛の四國間に四國條約なるものを締結した。四國條約の全文は左の如きものである。

條一條 締約國ハ太平洋ニオケル其ノ占有島嶼ニ關スル各自ノ權利ヲ尊重スルニ同意ス。締約國ノ何レカノ間ニ太平洋問題ヨリ紛争ヲ生ジ、前記ノ權利ニ關係ヲ及ボス場合ニ、コレヲ外交的手段ニヨツテ満足ニ解決スル能ハズ、且ツ現ニ締約國間ニ存スル調和的協調ニ影響ヲ及ボスノ恐れアルトキハ、締約國ハ他の締約國ヲシテ共同會議ヲ開キ、以テ其ノ全問題ヲ審議解決ニ附スルモノトス。

第二條 若シ前記ノ權利ガ、第三國ノ侵略的行動ニヨリ脅威ヲ受クル場合ニハ、締約國ハコノ特殊ノ局面ニ對應スルタメ、共同又ハ別々ニ執ルベキ最モ有效ナル措置ニツイテ協定ヲ遂グ



ル目的ヲ以テ、充分ニ且ツ隔意オク相互ニ通告ヲナスベキモノトス

第三條 本協約ハ實施ノ日ヨリ十年間效力ヲ有シ、前記ノ期限滿了後ハ締約國ノ一方ガ十二ヶ月ノ豫告ヲ以テ廢棄スルコトヲ得ルモノトシ、コノ期間ヲ經過スルマデ效力ヲ繼續スルモノトス

第四條 本協約ハ締約國ノ憲法手段ニ從ヒテ成ルベク速カニ批准シ、且ツ、ワシントンニオイテ行フベキ批准書ノ寄託ニヨツテ其ノ效力ヲ生ズベシ。ヨツテ一九一一年七月十三日ロンドンニオイテ締結セラレタル日英協約ハ、本協約ノ效力發生ト同時ニ、消滅スルモノトス

かく本協約は、全文僅か四ヶ條から成つており、その内容は茶呑み話でもしておるような何等の意義も見出すことの出来ぬ極くお座なりのものである。ところが、このお粗末な條約の中に唯一ヶ所肝所がある。それは第四條の末尾「一九一一年七月十三日ロンドンニオイテ締結セラレタル日英協約ハ、本協約ノ效力發生ト同時ニ消滅スルモノトス」との規定である。

この規定こそ、實に四國條約締結の全的意義であつた。即ち四國條約は、米國が、太平洋に專横の威を振はんとするにあたり、とかく目障りとなる日英同盟を、名實共に消滅に歸せしむるた

め、當時日英同盟の利用價値に見きりをつけ、手際よく同盟を葬る機會を待つてゐた英國と策謀して、でつち上げた偽裝に外ならなかつた。

而して、この條約はその目的から言つても日、米、英の三國にて事足りたのに、條約の完成前に佛國が加へられ、オランダ、ポルトガル二國に對しては、其の太平洋領土權を四國同様に尊重すべきを通牒するなど、手のこんだテレ隠しが行はれた。

一體、日英同盟なるものは、一九〇二年(明治卅五年)一月三十日(桂、ソールスベリー時代)はじめて締結された。當時露國は明治卅三年北清事變の勃發を機として、愈々滿洲併吞を敢行し、餘威は支那本部を壓する概があつたので、英國は自己の勢力圏に露國が進出して來ることを恐れ、日本をして火中の栗を拾はせようとして、日英同盟を締結したのである。

この第一次同盟は、效力範圍を支那及び朝鮮に限り、完全な攻守同盟ではなく、第三國の戰爭加入を條件とし互に參戰援助するもの、期間五ヶ年であつた。故に日、露兩國のみで戰ふ場合には、英國は參戰の義務なく、當時現實の目標は、露國の滿洲進出阻止に外ならなかつたことを考へれば、事實上日本にとつては、片務的の同盟たるを免れなかつた。



日露戦争は豫期通り勃發した。ともかくも日英同盟は日本にとつて、たしかに相當の支援となり、英國は露國征伐の目的を達した。日本の大勝によつて戦争は終結した。當時の英國首相バルフォアは、逸早く、東亞を退却した露國の鋒先は印度に轉すべきを看取した。即ち英國は一九〇五年（明治卅八年）八月十二日、ポーツマス講和會議の最中に日英同盟改訂を提議し、效力を印度に及ぼし、期間を十ケ年とする完全なる攻守同盟となつた。これが第二次日英同盟である。

露國の敗戦は單に東亞の形勢に一大變移を出現したのみならず、歐洲の形勢に一大影響を及ぼした。雄心勃勃たる獨のカイゼルは、歐洲支配を目ざして、英國との争覇戦に乗り出し、極力海軍擴張に努め、殊に一九〇八年（明治四十一年）三月七日、獨逸最初のドレツドノート型戰艦進水を機とし、同型戰艦十三隻建造の三ケ年計畫を發表し、英國を威迫した。

英國は、ここに獨逸を目標として新海軍政策を採用するに決し、對獨一六對一〇、即ち一〇對六・二―五對三を把持し、從來の二國標準主義を拋棄したのである。かくて、英國の主力は太平洋を去つて大西洋、就中、北海に傾倒さるゝに至り、米國との握手が必要となつて來たのである。かゝる状態は直ちに日英同盟に反影し、一九一一年（明治四十四年）七月十三日、日英同盟の

再改訂となつて現れた。これは第三次日英同盟とも謂ふべきものであつたが、この第三次同盟は期間が十ケ年、範圍を東亞及び印度とする攻守同盟であることにおいて、前と同様であるに拘らず、新たに「第三國と總括的仲裁裁判條約を締結したる場合は、其の三國と交戦義務なし」といふ條件が附せられた。

この條件を附すると同時に、英國は米國に對して、總括的仲裁裁判條約締結交渉を進め、日英同盟再改訂の翌月（八月）二日には、早くも英米總括的仲裁裁判條約の調印を了した。しかも米國上院がこれに反對して、效力未發生に終るや、英國は其善後策として一九一四年（大正三年）九月、英、米間に「ブライアン平和條約」を締結して、日本に對しては、これを總括的仲裁裁判條約と同一に看做すべき旨の通牒を寄せて來たのである。

日英攻守同盟は、尤より特定の假想敵國家を名指してゐた譯ではないが、現實の問題として、東亞において、日本に對し壓迫と敵性を發露しつゝあつたのは米國のみであり、若し東亞に起り得べき戦争において、英國がブライアン平和條約を理由とし、米國に對する交戦義務を負はぬとすれば、再改訂の日英同盟は、日本にとつては同盟なきに等しいものである。即ち日英同盟な



るものは、再改訂の時を以て死滅したものであり、存するものは唯々殘骸のみであつた。

ところが米國は、彼が太平洋に君臨し、支那大陸を支配するためには、日英同盟の殘骸さへも目障りになつた。米國代表はワシントン會議に對する公式報告の中に、公然と「日英同盟が極東の事態に最も重要な原動力の一たる事は腹藏なく言ひ得られる。該同盟は米國民に依り深甚なる懸念を以て目され來れる所のものである。同盟本來の目的は獨、露兩國の對極東政策に鑑みて締結されし保護策たりしもので、右方面よりの危険總て消滅せる今日、尙之を繼續することは、我が利益に對し、重大なる有害物と見做さざるを得ず」と述べておる。

米國の「利益に對し重大なる有害物として見做」された日英同盟は、ワシントン會議の開催を絶好の機會として、日、米、英、佛の太平洋領土權を尊重するといふような、毒にも藥にもならぬ形式的の四國條約を締結し、その四國條約といふ煙幕の中で日英同盟は擊沈され、名實共に完全に消滅してしまつた。米國の評論家は之を評して、「日英同盟を亞細亞本土より引き出して、太平洋の眞中の珊瑚礁上に遺棄し去つた」と冷評した。

日英同盟の推移と、その廢棄を繞る英、米の老獪、策謀、不信を顧み、今日彼れ等の飽くなき

敵性に思ひ至れば、世界に躍動する新形勢の、決して偶然に非ざるを思はざるを得ない。

#### 4 九ヶ國條約は「支那植民地條約」

一九二一年十一月十二日、ワシントン會議開會の直後、前國務長官にして米國代表であつたルットは、支那領土保全、鞏固なる支那政權確立支援、商工業上の機會均等、各國の特殊權益排除を要旨とする「對支ルート四原則決議案」なるものを提出し、十一月廿一日に、日、米、英、佛、伊、白、蘭、葡の八國によつて承認された。

この「對支ルート四原則決議」を基礎とし、支那を加へて九國、即ち日本、米國、英國、佛國、伊太利、ベルギー、オランダ、ポルトガル、支那の九國が協定したものが九國條約であつて、大正十一年二月六日（海軍條約と同日）に調印せられた。其の全文は左の如きものである。

##### 第一條 支那國以外ノ締約國ハ左ノ通り約定ス

- 一、支那ノ主權、獨立並に其ノ領土的及び行政的保全ヲ尊重スルコト
- 二、支那ガ自ら有力且ツ安固ナル政府ヲ確立、維持スルタメ、最モ完全ニシテ且ツ最モ障害



ナキ機會ヲコレニ供與スルコト

三、支那ノ領土ヲ通ジテ、一切ノ國民ノ商業及ビ工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立、維持スルタメ各盡力スルコト

四、友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ減殺スベキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムルタメ、支那ニオケル情勢ヲ利用スルコト及ビ右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルヲ差控フルコト

第二條 締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ、又ハコレヲ害スベキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲモ相互ノ間ニ、又ハ各別ニ、若クハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セザルベキコトヲ約定ス

第三條 一切ノ國民ノ商業及ビ工業ニ對シ、支那ニオケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有意義ニ適用スルノ目的ヲ以テ、支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セザルベク、又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セザルベキコトヲ約定ス

イ、支那ノ何レカノ特定地域ニオイテ、商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ、自己ノ利益ノタメ一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルベキ取極

ロ、支那ニオイテ適法ナル商業若クハ工業ヲ營ムノ權利、又ハ公共企業ヲ其種類如何ヲ問ハズ支那國政府若クハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ、他國國民ヨリ奪フガ如キ獨占權又ハ優先權、或ハ其範圍期間又ハ地理的限界ノ關係上、機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラル、ガ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若クハ金融上ノ企業ノ經營又ハ發明及ビ研究ノ獎勵ニ必要ナルベキ財產又ハ權利ノ取得ヲ禁ズルモノト解釋スベカラザルモノトス

支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハズ、一切ノ外國ノ政府及ビ國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付キ、本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ違由スベキコトヲ約ス

第四條 締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ、支那領土ノ特定地方ニオイテ勢力範圍ヲ創設セントシ、又ハ相互間ノ獨占的的機會ヲ享有スルコトヲ定メントスルモノヲ支持セザルコトヲ約定ス

第五條 支那國ハ支那ニオケル全鐵道ヲ通ジ、如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ、又ハ



許容セザルベキコトヲ約定ス、殊ニ旅客ノ國籍、其出發國若クハ到着國、貨物原産地若クハ所有者、其積出國若クハ仕向國、又ハ前記ノ旅客若クハ貨物が支那鐵道ニ依リ輸送セラル、前若クハ後ニオイテ、コレヲ運搬スル船舶其他ノ輸送機關ノ國籍若クハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付キ、直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケザルベシ

支那國以外ノ締約國ハ、前記鐵道中自國又ハ自國民ガ特許條件、特殊協定其他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ、前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スベシ

第六條 支那國以外ノ締約國ハ支那國ノ參加セザル戰爭ニオイテ、支那國ノ中立トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコトヲ約定シ、支那國ハ中立タル場合ニ中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ約ス

第七條 締約國ハ其ノ何レカノ一國ガ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ、且ツ右適用問題ノ討議ヲナスヲ望マント認ムル事態發生シタルトキハ、何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且ツ隔意ナキ交渉ヲナスベキコトヲ約ス

第八條 本條約ニ署名セザル諸國ニシテ署名國ノ承認シタル政府ヲ有シ、且ツ支那國ト條約關係ヲ有スルモノハ、本條約ニ加入スベキコトヲ招請セラルベシ、右目的ノタメ合衆國政府ハ

非署名國ニ必要ナル通牒ヲナシ、且ツ其受領シタル回答ヲ條約國ニ通告スベシ、別國ノ加入ハ合衆國政府ガ其ノ通告ヲ受領シタル時ヨリ效力ヲ生ズベシ

第九條 本條約ハ條約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ、批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルベシ、右ノ寄託ハ成ルベク速カニワシントンニオイテコレヲ行フベシ、合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ他ノ締約國ニ送附スベシ

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記録ニ寄託保存セラルベク、其認證謄本ハ同政府ヨリ他ノ各締約國ニコレヲ送附スベシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス

千九百二十二年二月六日ワシントン市ニオイテコレヲ成ス

#### 九箇國全權署名

「ワシントン會議の大なる意義は、實に日本が米國の極東に對する根本的政策を公式に承諾して、兩國間に多年介在せる軋轢の原因を除去せるにある」とは、米國の評論家が會議の成果を禮讚せる言葉である。即ち米國は「極東に對する根本的政策」たる「支那領土保全、門戶開放、機



會均等、特殊權益排除」といつたような、雨ざらし古看板のペンキを塗りかえ、九國條約のお膳

立てとし、これを日本に押しつけ、「兩國間に多年介在せる軋轢の原因を除去」し得たりとした。

而して、米國の支那大陸に對する「門戶開放、機會均等」主義が、侵寇政策遂行の含言葉に過

ぎないことは叙説の如くであり、その「根本的政策」を、「ペンと紙とを以て最大限度に達成」

し得たりとする九國條約には、歴然として、米國の東亞に對する侵寇意志が盛られてゐる。

即ち、この九國條約の一大特質は、支那を獨立國として取扱はず、「共同植民地支那」として

取り扱ひ、その「共同植民地」における繩張り問題を、専ら規定した點にある。

一體歐米白人は、支那大陸を彼等共同の植民地と決めており、支那について論議する場合に

は、申し合せた様に自國の權益、即ち自國の繩張りの擁護とか相互尊重とかいふことに終始し、

「獨立國支那」といふような觀念は、全然念頭に無いのである。

九國條約は彼等の「支那共同植民地」意志を條約化したものであるに拘らず、支那がこれに調

印し、自ら歐米植民地たることを自認したのは、正に外交史上の一大奇觀であつた。

世界の何處を搜しても、眞の獨立國で「門戶開放主義」の行はれて居る國は無い。「門戶開放

主義」は、せいぜい半植民地に限られてゐることから考へても、米國が自ら「門戶開放主義」の條約化と稱する、九國條約の正體は明かなのである。——而かも米國は、決して支那において列國と對等たるに甘んずるものでなく、九國條約締結の「指導」それ自體が、自ら列國の上に出で、支那大陸支配の主位に座せんことを、企圖したものに外ならなかつた。

## 第廿一 米國東亞攻勢の勝利

英國艦隊司令長官ウエスターウエミスは「ワシントン會議は、米國にとつて完全な大勝利であつた。即ち、米國はハーディング大統領及びヒューズ氏の手腕に依り、所期の目的を總べて達成した。英國海軍の優越打破後、日本海軍力の擡頭を制肘せることは、同會議の特筆すべき特色である」——と言つた。

しかしながら、ワシントン會議の「特色」は、日本海軍力の擡頭を將來にわたり制肘したとい



のみでなく、現實當面の問題において、米國が思ふ存分に、日本を壓迫したといふ點に在つたのである。

世界大戰を楔機として展開された、米國の東亞制覇を目ざす對日攻勢は、第一にシベリア共同出兵問題となり、第二に新四國借款團の形成となり、第三にパリ平和會議における山東還附問題に集中されたのであるが、それ等は、いづれも日本の強硬なる反撃に會つて、その目的を達することが出来なかつた。

然るに、戰後世界の客觀的情勢に乗じて企圖したワシントン會議の謀略は、第四次の大攻勢として、「完全なる勝利」を占め、形式的には一應日本壓迫の目的を達したのである。その壓迫の具體的内容は、單に十對六の海軍制限、日英同盟の廢棄、九國條約の締結のみでなく、山東問題、ヤツプ島問題、石井ランシング協定の處置として、左の如き相貌を呈し來つたのである。

### 1 山東問題の終局

一九二〇年（大正九年）三月四日、米國上院は、「米國は對獨講和條約第一五六條、第一五七

條、第一五八條の同意を差控へ、同條項下に起ることあるべき一切の紛争に關し完全なる行動の自由を留保す」を可決、對獨講和條約批准を再否決し、國際聯盟に加入しないこととなつた。

この結果はその前年、ウイルソンがパリ平和會議において、「山東權益の日本讓渡」を阻止し得なかつたことを理由として、十一月十五日上院が「對獨講和條約中の山東條項に賛同することを留保し、同條項につき支那と日本との間に生ずる如何なる係争にも行動の自由を留保す」との留保案を通過したことに胚胎してゐることを思考すれば、山東問題に對する米國の對日壓迫の執念が、如何に深刻であつたかを推知するに足る。

かゝる米國の妄執を背景とし、その支援を頼みとする支那は、山東問題の日支直接交渉を拒絶し續けて來たが、ワシントン會議を機として、米國の支援の下にこの問題を本會議に上提せしめようとして策動を開始した。日本は、元より支那の策動に同意を與へず、結局英、米斡旋の形において、直接交渉を行ふこととなつた。

直接交渉は、一九二二年（大正十年）十二月一日から、本會議と並行的に進捗した。この間、難局に逢著する毎に、支那全權は駆け引きの意味もあり、國勢長官ヒューズの引入れを策したが、



我全權はこれを拒否し、翌年一月卅一日を以て、山東問題全部の協議纏まり、翌二月四日（ワシントン會議終了の前々日）左の如き要旨の條約に兩國全權の調印を見たのである。

一、青島の無償還附

二、日本軍隊全部の撤退

三、膠濟鐵道引渡し。支那は獨逸が投下して居る鐵道現實價格五千三百四十萬六千四百四十一金貨マルク、及び日本が同鐵道管理中、同鐵道の永久的改良に投じたる金額を、支那政府の國庫證券を以て補償すること。但し償還未了の間は、運輸主任及び會計主任は日本人を置く。

ワシントンにおける、山東問題日支直接交渉は、前後卅六回の會議を重ねたが、結局、日本は前記條約の如く、膠濟鐵道以外は即時還附し、該鐵道だけは日本よりの借款を十五年賦を以つて償還することとし、その間日本が經營及び技術方面に參與することによつて、山東における經濟的優越を維持するといふ程度まで讓歩するに至つた。

これは、支那側の勝利であることは勿論、支那を使喚して日本に反抗せしめたヒューズは、調印に先だち二月一日の本會議において、この解決案が各國全權の承認を得るや、日本壓迫の願望

ここに成れりとして、得意の鼻を動めかしたのである。

## 2 ヤップ島問題の解決

一九二二年（大正十一年）二月十一日（ワシントン會議が閉會して五日目）、日米兩國間にヤップ島協定が調印された。

ヤップ島は、カロリン群島中の一島であつて、獨、蘭會社の創設にかゝるヤップ―上海線、ヤツプ―グアム線、ヤツプ―メナド線の三海底電信が、この島に陸上してゐるのである。

ヴェルサイユ平和條約によつて、赤道以北の獨領南洋群島が日本の委任統治となつて以來、約四年の間、「ヤツプ」の名は南太平洋における米國の對日攻勢、即ち前獨領諸島に關する日米紛争の代表的焦點として、世界の注目するところであつた。

米國は、日本が聯合國から、委任統治地として合法的に讓與されたこれ等の諸島に關し、米國の承諾を経なければ、日本は行政者たる權利を有せずと主張、又何れにしても、ヤツプ島は委任統治地内に含まれぬと主張してゐたのであるが、ワシントン會議開催を期として兩國の意見接近



し、本會議討議に上らずして解決を見た。

この條約の骨子は

一、米國は、赤道以北の舊獨領諸島が、日本の委任統治に屬することを承認する

一、日本は、ヤップ島における米國民の居住權、電信等につき日本人と同等の權利を享有することを承認する

といふに在り、例によつて米國が横車を押しした形にはあるが、この條約で、米國がヤップ島における「日本の施政權」を認めたことは、即ち日本の南洋領土權其のものを承認したことになるのである。

### 3 石井ランシング協定の廢棄

ワシントン會議終了の翌一九二三年（大正十二年）四月十四日、日米兩國は共同宣言を發して石井ランシング協定を廢棄するに至つた。この廢棄宣言が、米國の發議に出でたものであることは言ふまでもない。

石井ランシング協定は、一九〇八年（明治四十一年）の高平ルート協定につき、一九一七年（大正六年）十二月二日協定されたものである。當時日本は、米國の第一次世界大戰への參戰を機縁として、我が大陸國策に對する米國の妨害政策を緩和せしむる目的を以て、石井菊次郎を特命全權大使として米國に出向せしめ、國務長官ランシングとの間に締結されたものが右協定であり、その要旨は次の如きものであつた。

領土相接する國家の間には特殊の關係あることを承認す、従つて合衆國政府は日本が支那において特殊の利益を有することを承認す、日本の所領に接壤する地方において殊に然りとすこれは要するに、米國が「領域接續」を理由として、我が滿蒙安定權益を認めた協定だ。ところが、この協定は米國內では、日本壓迫上大いに邪魔になる存在として反對の聲が大きいので、米國政府は、ワシントン會議で前記九國條約が締結されたのを理由とし、その效力發生を機として廢棄宣言を發したのである。

元より、我が滿蒙安定權益は、嚴乎たる事實であり、いづれの國の承認、不承認によつて移動、増減するものではなく、従つて石井ランシング協定の存在と廢棄とが、帝國滿蒙權益上に何



等實質上の影響を及ぼすことの、厘毫も無きことは、言ふまでもない。

#### 4 三國干涉にもまさる大屈辱

米國の外交評論家グレイクスリーが、ワシントン會議を論じて「太平洋及び極東問題を討議する會議が東京に非ずしてワシントンに開催され、且、日本に非ずして米國政府の招集せるものなるに拘らず、日本が之れに列席を肯んじたといふ一事だけでも、之等の地域に對し或程度の管理權を主張せる従前の態度に尠からざる變化を明かに窺ふ事が出来る」と言つたことは、前記の如くであるが、更に彼は「日本は會議招請を餘り喜んで受けず、又ワシントンにも胸中或る程度の不本意の念を以て臨んだといふ態度が明かであつた。日本代表は、當初列國を裁判官とする法廷に被告として立たしめられるといふ感じを抱いて居た」と記述してある。

かゝる米國の言説は、皮肉として觀るよりも、米國側が、所謂語るに落ちて、自ら會議に對する彼等の魂膽を、明瞭にしてあるものに外ならない。

即ち米國は、當然日本が主座たならなければならぬ「太平洋及び極東問題を討議する會議」に、

自ら主座となり、日本を「被告」扱ひすることによつて、米國製の包圍陣の中に壓縮し、日本の手足を縛して、身動きならぬようにして置き、以て自ら東亞侵寇の野望をほしきまゝにせん事を期した。そしてその策謀の相棒は老獪なる英國であつた。

米國を主動とし、英國を相棒とする謀略は、支那を煽動し、列國を誘ふて、米國東亞侵寇政策のプログラムを、そつくりそのまゝ成立せしめて會議を終つた。

かくして、大正十一年二月六日會議の閉會を見るや、報知新聞は二月八日の評壇において「日露戰の大敗」と題し左の如く痛論した。

ワシントン會議は六日を以て終了し、米國大統領は祝辭を述べたりとの報あり。然り、英米より見れば、今回の會議は大成功にして、眞に祝辭に價すべし。然れども我國より云へば徹頭徹尾失敗にして何の慶賀すべきやを知らず。個々の點は其都度批評したるを以て改めて繰返さず、記者は我國の死活戰たりし日露の大戦において、我國が敗績したると同程度の損失なりと云ふ一語を以て、之が總評を爲さんと欲す。

次で二月九日の評壇においては、「失敗肉を殺ぐ」と題し、左の如く痛烈に論述せられてゐる。



外務省が發表したる極東協約の全文を通覽するに、支那全土を通じて本協約を適用する規定ありて、滿蒙に關する何の保留なし。是れ滿蒙も亦支那本土と同一に取扱はるゝことを意味するものにして、次に來るは滿鐵及大連の問題ならざるべからず。遼東遼附に憤激したる臥薪嘗膽の十年、國を賭して戦ひたる日露大戰の結果は、此の如くにして一朝にして煙散霧消す。ワシントン會議の失敗は、帝國の肉を殺ぐ程度に達したること、是において一目瞭然たりと云ふべく、支那人は此の如きを稱して賣國の行爲と謂ふ。顧るに會議開かるゝ直前において、帝國の人口問題は世界の認定する所となり、佛國の陸軍問題を併せて、會議の二難關とせられしがブリアンの一喝は容易に其の内容に手を觸るゝを禁じ得たり。獨り帝國全權は、何の處に世界承認の記録を留めたるや。嗚呼。

抑々、日本は何が故に、かくも日清役後における三國干涉にもまさる屈辱を蒙り、「國を賭して戦ひたる日露大戰の結果は、此の如くにして一朝にして煙散霧消」せねばならなかつたのであるか。

蓋し、歐洲大戰における英米の思想攻勢と宣傳戰術とは、聯合軍の勝利と相まち、完全に一時世界の「輿論」を支配した。デモクラシーの毒ガスに、將に窒息せんとしつゝあつた日本國民の一部は、自ら自覺することなくして、米、英の催眠術にかゝり、「退却」と「協調」との中に、「正義」と「平和」の幻影を看たのである。

當時の日本國內一般情勢について、少壯俊秀をもつて知られてゐた某外交官は、左の如く語つてゐる。

余は、一九一九年のパリ平和會議に、日本代表の一員として加はつた。其の當時我々一行が日本出發に當り、我國の輿論は、我々に、主として日本の利權保護に全力を注ぐべく期待してゐるといふ、確實な印象を受けたものである。余は、ワシントン會議にも、我が代表に隨行したが、當時我が代表の一致せる意見は、日本の輿論の一行に期待する所は、日本の特殊利權のみの保護に全力を集中するといふよりも、寧ろ正當にして便宜の手段により、諸問題の世界的解決に盡せといふにあつた。此の國家的見地より國際的見地へ、競争的思想より協調的思想へ、危懼の念より信頼への顯著なる轉向は、僅々三年の短日月の間に起つたのである。——  
かゝる悲しむべき錯覺は、單にこの「少壯外交官」のみでなく、當時の日本の指導者層に相當



の類型者を保持してゐたのであつて、彼等は米、英の思想的毒ガスの放射を受けて、その頭腦と精神とがほとんど靡爛しつくしてゐた。

たゞ純情にして、眞に正義と平和とを愛する日本國民の中には、米國の強壓を憤り、その嬌慢を惡みながらも、日本の協調的態度によつて、或は米國が深く反省し、眞に世界の正義に目覺め、東亞侵寇の野望を棄て、東亞の平和への協力を念願とするに至ることもあらんかと、衷心から期待する者もあつたのである。

然るに、世界の正義と平和を愛する日本國民の、かゝる協調と忍耐と信頼とに對し、米國によつて酬いられたものは果して何であつたか？

それは、ワシントン會議の翌々一九二四年（大正十三年）四月、排日移民法案の兩院通過によつて、日本國民の上に加へられた、有史以來の一大侮辱に外ならなかつたのである。

### 第廿三 米國史は有色民族排斥の繼續

篤實有能なる外交官として知られてゐた齋藤博は、昭和十四年二月廿六日、駐米大使の現職のままワシントンの宿舎に客死した。齋藤大使の病末だ革まざる頃、第一次近衛内閣における廣田外相辭職の後をうけて、近衛首相から外務大臣の交渉をうけたことがある。齋藤大使は病氣の故をもつて、この交渉を電話により謝絶したのであるが、靜かに謝絶の電話を切つた後、枕頭の大使館員に對して『自分は外務大臣たるよりも、このアメリカにおいて仕遂げなければならぬことがある。その第一は移民問題の解決だ』と語つたのであつた。

この「親米外交官」として知られた齋藤大使が、最後の病床にあつて、なほその「解決」を畢生の念願とした「移民問題」こそ、凡そ日本國民に與えられた未曾有の排斥と大侮辱としてばかりでなく、倨傲日暴戾の米國が、世界の正義と、人類の平等とに爲した挑戰的蹂躪として、過ぎ



し世界歴史に特筆さるべきであると共に、將來の世界に残されてゐる、重大な「懸案」なのである。

米國排日移民法は、ワシントン會議の翌々年一九二四年（大正十三年）、七月一日の實施をもつて最後段階に達し、今日に至つてゐるのであるが、排日は二十世紀に入ると共に、その初潮を呈したのであつて、それは、米國史に連綿として繼續せられ來つた、有色民族排斥の一環に外ならぬのであつた。

米國は、半世紀を超えぬ短期間に、世界の歴史に類ひ稀な物質的進歩を遂げ、富強を致したが、かゝる進歩は、その無盡蔵ともいふべき程に恵まれた自然資源の開拓に依るのであり、その開拓が、歐洲移民、亞細亞移民による外、黒人勞働者に負へることは顯著なる事實であつて、言はず、有色民族は米國繁榮の恩人である。

然るに、米國がこの「恩人」に酬ひつゝあるものは、連續したる排斥と、侮辱との繰り返しに過ぎないのである。

## 1 慘憺たる黒人千二百萬人の運命

米國有數の東亞通であつて、「大地」をはじめ、數々の名著をものした世界的作家パール・バックは、最近、米誌上の論評において、左の如く述べてゐる。

私は米國にある千二百萬のニグロ民族について考へる。彼等は白人の民族的偏見のため、米國民としての生活に少しも浴してゐない。彼等は社會的にも經濟的にも、また文化的にも、米國白人によつて除外されて居り、しかも、今日デモクラシーの自由と平等とのために、戦ふべく説かれてゐる。もし彼等が「誰の自由か、如何なる平等か」と尋ねたとしても、誰が彼等を非難し得るであらうか。――

「白人の民族的偏見のため、米國民としての生活に少しも浴してゐない」アフリカ黒人が、米國に上陸したのは一六一九年（徳川二代秀忠）に、オランダ奴隸商が、ヴァージニア州ジエームスタウンに二十人を輸入したのに初まる。この二十名の黒人は既にキリスト教の洗禮を受け英國人下僕として來たものであつたが、その後白人奴隸商はアフリカ西海岸の奴隸海岸といわれる地方の酋長と協力し、黒人を狩集めて續々米國に送つた。

白人奴隸商達は、アメリカのカリブ海諸島から砂糖を合衆國に輸入し、合衆國に造られた酒を



積んでアフリカ海岸に行き、奴隷と引き換えて、これを米國に供給するといふ三角貿易によつて、巨利を博したのであるが、然かも、その可憐なる黒人の半數は、往々にして船中に死亡し去つたほど、この奴隷輸送は酸鼻を極めたものであつたといふ。

南北戦争（一八六〇—六五年）により、奴隷の境遇から政治的に解放されて以來の黒人は、社會的には凡ゆる迫害の中でありながらも、物質的智識的に大なる發達を遂げ、一八七八年には四百八十八萬、一八八〇年には六百五十八萬、一九〇〇年には八百八十三萬に達した。其の分布状態は南部十三州に八割以上居住し、就中ジョルジア、ミシシッピ、アラバマ三州には最も多數住んでゐる。

これ等の黒人が適當なる教育を受けることによつて、その知能の發達上に何等の間然するところが無く、「劣等人種」でないことは、大學を卒業して教師、醫師、辯護士、牧師等の資格を得る者は年々多きを加へ、評論家、詩人、藝術家、指導者、スポーツマンとしても、秀抜の士を出してゐることによつて證明せられてゐる。

ところが、黒人に對する米國人の嫌惡と侮蔑とは、殆んど狂的であつて、チャールス・カロルの「黒人は獸類なり」と題する一書には、「一切の科學的研究の結果によれば黒人は猿猴類に屬

することを示し、丁度獅子が猫屬の主位に立つように、黒人は猿猴類の首に在るものに過ぎず、従つて人間に非ざる黒人が靈魂を有する理由なく、白人と黒人との雜種兒は神の許さぬ不倫の關係によつて生まれたものだから、是亦靈魂を有せず——といふ意味の、驚くべき「研究學說」が述べられてゐるのである。

この書は、勿論最も極端な意見を代表してゐるものであるが、米國人の黒人を遇する感情の中には、その程度の差こそあれ、この書の論述に似た底意のあることは共通であり、黒人の血は文明を亡ぼし、如何なる人種も、黒人の血の一滴を混ずれば、其の文明を保持し難くなるとの感情は、一九二四年（大正十三年）には遂に法律となつて現れた。

即ちヴァージニア州では、白人の純潔保全といふ理由で、黑白兩人種結婚禁止法律を發布し、その第五條には「本州における一切の白人にして白人又は白人とアメリカ、インド人との混血者以外の者と結婚するは違法とす。本條文に白人と云ふは、カウカサス人種以外の一切の血を混ぜざる者を稱す。但し十六分の一又は以下のアメリカ、インド人の血を混ざる者にして、其他のカウカサス人種以外の血を混ぜざる者は、特に之を白人と認む」と記されてゐる。



かくの如き米國人侮蔑の中につて、黒人が、米人に對して、憤激を感じなかつたとすれば、それこそ不思議である。深き怨恨に根ざす黒人の米人に對する反抗心は、黒人の智識的物質的向上と共に愈々高まり、世界大戰勃發直前には、遂に深刻なる兩者反感激突の形勢を呈すに至つた。一九一四年（大正三年）世界戰の勃發となり、一九一七年米國の參戰を見るや、四十萬人の黒人は米國軍隊に應募、その半数は歐洲の戰場に出動し、西部戰線に黒人軍として目覺しい戰功を擧げた。また多數の黒人女子も、看護婦又は雜役夫として、黒人出動部隊と共に歐洲の戰場に働らいたのである。

やがて聯合軍の勝利となり、パリにおいて凱旋式が行はれたが、米國司令官はこれに黒人軍を參加させなかつたばかりでなく、故意に黒人軍の戰功は抹殺せられ、徒らに過失のみが誇大に傳えられて、非難されたのである。

黒人は、大戰に際して、軍人として米國のために盡したばかりでなく、米國の經濟的飛躍の好機にあつて、最も不足した勞働力を供給することにおいて、絶大なる功績を表した。現に大戰中、北部工業地に南部諸州から移動された黒人は、五十萬乃至八千萬人と稱せられた。

米國人は、國家非常時にあつて、かくの如く戰場と工場とに黒人を驅使し、嚇々たる戰勝を博し莫大な利得を獲た。而かも彼等が、この獻身努力の黒人に酬いたものは何であつたか。それは名譽と感謝とではなくて、軍人將士に對しては前記の如き差別的冷遇と侮辱とであり、黒人勞働者に對しては、白人勞働者の嫉妬と恐慌とによる、排斥と迫害とであつたのである。

かくして、黒人の地位の向上を計るべき絶好の機會かと思はれた大戰は、返つて黒人を一層の苦境に追ひ込んでしまつた。こ々において、黒人も遂にかゝる慘虐なる米國人に對して決死的抗爭をなすに至り、一九一九年（大戰講和の年）は、米國到るところ人種闘争の修羅場と化した。この年、米國の北南各地方を通じ行はれた白人と黒人との衝突は、常に白人が黒人に加えた侮辱、迫害、暴行が原因となつて繰り返されたのであるが、その中最も大規模のものはシカゴにおいて引き起された事件である。

同年七月のある日、同地湖水で、一人の黒人少年が無邪氣に游泳をしてゐると、白人の一群が雨の如く投石、死に至らしめた。黒人達は殺人白人の逮捕を要求したが、警察がとり合はないので、遂に激烈な争闘となり、黒人死者廿三名、白人死者十五名、重傷者五百三十餘名を出し、



家屋を破壊された黒白人千餘人に達し、數日後漸く鎮靜に歸したのである。

黒人はこれ等の争闘によつて、元より勝利を占むることは出来なかつた。しかしながら、彼等が従來の徒らな屈從無氣力の殻を破つて、敢て武器を執つて立ち上り、白人の無道と慘忍とに對し、組織的にして、決死的なる抗争を試みたといふことは、眞に世界に投じた新しい歴史の曙光とも云ふべきものであつた。

米國における、白人の、黒人に對する迫害は、今日もリンチの後を絶つことが無い。そのリンチもたゞのなぶり殺しでは面白くない。「コールドター」を塗つて朱く血を噴出させるのも曲がない。何か新趣向もがたと、黒人を金庫に押込んでダオナマイトを仕掛ける。殺した死骸の首に繩をつけて黒人街を歌と一緒に引摺り廻す。アメリカ人の慘忍性は、要するに州の數と同様四十八の種類の雜種であることから来る、性格異狀がしからしむるものと覺しく、現世において、またと類ひなき酷烈なものである——これが「正義人道」の米國の正體なのだ。

かうした状態であるから、黒人の指導者は、白人政府の虐待の下に、前途の希望の無いの嘆き、「米國の黒人同胞よ、アフリカに歸らうではないか」といふ、絶望悲痛の叫びを上げるに

至つてゐる。

この悲痛なる衰音を、米國「識者」達の中における、「米國內の全黒人並に其血を引ける者を即刻去勢してしまひたいが、眞逆にそれは出来ないから、せめて全黒人をアフリカに移さねばならぬ」とか、「若し米國政治家に先見の明があつたならば、夙くの昔に、黒人をアフリカに送還して居らねばならぬ筈だ」とかいふような、冷酷の主張と照合する時、リンカーンの約束した人種平等は一場の夢であつて、米國の「開拓」に盡した黒人に對する、米國白人の報酬は、たゞ慘忍の二字に盡くるものであることを痛感せざるを得ない。

然り、而してその米國は、今や第二次世界大戰に遭ひ、參戰問題に直面するにあたり、厚顔無恥にも、この虐げ盡した黒人を驅つて、再び「デモクラシーの自由と平等」とのために戦ふべく説きつゝあるのである。

## 2 徹底的に支那人を迫害

一八四八年（嘉永元年徳川十二代家慶）に、始めて數名の支那人僕婢が、サンフランシスコに上



陸したが、同年カリフォルニアに金山が発見せらるゝや、白人坑夫ばかりでは労働者が足らず、一八五二年以後多数の支那坑夫が入國した。かくて、一八六〇年末には支那移民は三萬五千餘に上り、主にも金山坑夫の外、横斷鐵道敷設工事や家内労働に従事して、その勤勉力行の特質を發揮し、一八六八年「ペーリンガム」條約がワシントンで締結せられ、支那移民の渡米が自由となると共に、入國は一層増加したのである。

支那人の増加につれてその旺盛な労働力に對する白人労働者の嫉視と、有色人種に對する米國人特有の反感とは、忽ち嵩じて排斥運動が起り、まづ加州當局の支那人坑夫に對する課税となつて現れた。

しかしながら、支那人に對する嫌疑は、單に經濟的の壓迫をもつて満足せず、一八五五年頃から直接暴行沙汰が頻發するに至り、一九一〇年頃までの五十餘年間に、米國人が支那人に對する暴行殺生事件は數百件に及んだ。

この暴行被害に對して、支那人が加州法廷へ訴へても、州法律は「支那人は、印度人又は黒人の階級に屬し、白人を告訴する權利は無い」と判決して、最初は全然取り合はなかつたが、一八七三年頃になつて漸く證人として出廷することだけは許された。支那人が、如何に米國人のために迫害せられ、これに對し、州當局がどんな處置をとつたかについて、當時の米國一新聞は、左の如く報じてゐる。

最近五年間、州内に跋扈する惡漢の爲め殺害せられた支那人は數百名に上り、日として彼等の殺害せられざるなき有様である。然も、加害者が法律に依り當然の處罰を受けたのは僅々一二件に過ぎず、多数は、何れも支那人を殺害せる廉を以て、白人を死刑に處するに反對せり云々かく、米國人及び加州當局は、支那人を「人類」として取扱はなかつたが、一方、支那政府數次の抗議に關しても、ワシントン政府は、「憲法上、中央政府は州警察事項に干渉することが出来ないばかりでなく、是等の暴行は暴徒（モツプ）の行動である」と言つて、被害賠償の責任を全く否認したのである。

支那人は、米國人の迫害の下にあつて、なほ經濟的發展を遂げ、在留者も十一萬に達せんとするに至り、各地の暴行事件は愈々頻發する有様であつたので、米國政府は、一八八〇年支那政府と協定し、支那人の入國を制限したが、一八八四年（明治十七年）に至り、第一回支那人排斥法



を發布して支那労働者の新入國を禁じ、かつ密入國者を防ぐために、船長に對して罰金又は體刑の制裁を定め、労働者以外の者は其身分證明書類を、上陸地における支那人検査官吏が嚴重審査した上、拒否を決することになつた。

ここに、最も注目されるべきは、この法規が、人種上支那人である限り、假令外國の國籍者に對しても、一様に適用されることであつて、有色人種としての「支那人」を、全面的に排斥せる點に在る。ついで、一八八八年、米國國會は米支條約を無視し、極端な支那人移民排斥法を通過するに至つた。この法律の大意は、「爾後米國內の支那人労働者にして一度退國した者は、米國內に正當の妻子、若くは兩親を残した場合は、又は千ドルの財産を有する場合でなければ、歸來することが出來ぬ」といふのである。

この規定が、一八八〇年締結米清條約中の、「條約調印の當時現に米國に居住する支那労働者は、其任意に依り退國し、又は歸來することを得」との條項に違反してゐることは明瞭で、大統領クリーヴランド（廿四代）は、流石に形式的にはこの通過案に署名を拒んだが、敢て拒否權（ヴェトー權）を行使せず、憲法の明文により十日の後、當然有效の法律となつた。

然しながら、米國議會はこれだけでは満足せず、一八九二年（明治廿五年）五月、「支那人入國禁止法」を制定し、米國內にある總ての支那人は、正當入國を立證せざる限り、不法入國と看做して、一年の重懲役に處せられた後、追放せらるゝ旨を規定した。

かくの如き法律が、人道に反し國際友誼を全く無視したものであることは言ふまでもないが、これを國際正義の上から觀ても、一八六八年の米清條約は、支那人移民の自由入國並に居住を認め、一八八〇年の米支移民條約においても、米國側に支那人労働者の入國制限權を認めた一方、労働者以外の者は何等條約條項の適用を受けずに、依然入國及居住の自由を有して居たのであるから、米國は自ら締結した條約を、自ら蹂躪してゐる譯である。

支那は、米國からかかる侮辱を受けながら、北京政府は、その實力の如何ともすることの出來ないのを諦めて、抗議も微温的であつたが、遂に米國側の條約改訂の提議を容れ、一八九四年に至り、十年間絶對に労働者を送らぬといふ新條約を締結した。支那が屈辱的態度に出れば出るほど、米國は高壓的な態度に出で、一九〇二年（明治卅五年）下院においては、たゞに支那人労働者の新入國を永久に禁止するばかりでなく、商人學生及び一般旅行者の入國に對しても制限を加



へ、現在米國內に居住する支那人の移轉を、嚴重に取締ることを目的とした徹底的な支那人迫害法が通過し、將に上院も通過せんとする形勢であつた。

しかし米國の政治家達は、この苛酷に過ぐる法案が、彼等の野望の對照たる支那において、致命的反撥を誘發することを恐れ、多少緩和された代案が提出され、兩院を通過し法律となり、しかも悲痛なる支那側の反對に一顧も與へることなくして、この新法律は、新に米國の領土となつたハワイ及びフィリピンにも、適用せらるゝことに決定したのである。

こゝにおいて、支那人は單に米本國のみでなく、東亞における米國の全領土からも、完全に排斥され閉め出さるゝに至つた。

かくして、一時十萬を超えた在米支那人は、一九〇〇年（明治卅三年）には八萬九千餘人、一九一〇年には七萬餘人となり、一九二〇年には六萬一千餘人に減じ、遂に數千人を残すのみとなり、米國は、有色人種たる支那人の排斥追放に、徹底したのである。

哀れ、異郷に希望を抱いて、奮闘しつゝあつた支那人を、かくも非人道の限りを盡し、迫害、追放、撲滅した米國は、今日、どういふ顔をして、敢て「吾は支那人の味方なり」と呼號するのであらうか。

聖戰多年、抗日政權に對する鐵槌は下しながら、在留支那人に對して、未だ一回の迫害、暴行の事實無き日本に比して、米國の國民性は、眞に雲泥の差を示すものと言はねばならぬ。

## 第廿四 日本國民に未曾有の大侮辱

黑人を迫害して、飽くなき暴虐を盡し、支那人を嫌忌して、徹底的にこれを追放した米國人の有色民族に對する慘虐本能は、遂に、在留日本人を排斥するに至り、世界各國環視の中に、法律を以て日本人だけを「差別待遇」することを規定し、日本帝國と日本國民とに對し、暴慢無禮にも、眞に未曾有の大侮辱を加ふることを、敢て爲すに至つた。

その日本移民排斥は、ワシントン會議において、日本が最も「親米」的にしてかつ、協調的な態度を示した「報酬」として、會議の翌々一九二四年（大正十三年）に、「一九二四年移民法」なる日本人絶對排斥法が制定されたことによつて、最後の段階に達したのである。



米國政府の調査によれば、米本土在留日本人は一八九〇年（明治廿三年）には二千三十餘人であつたが、一九〇〇年二萬四千三百餘人、一九一〇年七萬二千餘人、一九二〇年（大正九年）十一萬一千餘人といふように増加し、この内の七割以上が、カリフォルニア州に居住し、主として集團農作に従事して、米國人の生活に必要な野菜を供給し、全く温順平和の民であつた。加州において、日本移民に對する反對運動が開始されたのは一九〇〇年であるが、それが重大となつたのは一九〇五年（明治卅八年）、日露役で日本が大勝してからであるといふことは、米國の排日問題において注目される點である。

即ち、日露戦争の勝利によつて、日本國民に對する尊敬と信頼とが高まるのが當然であるのに反對に米國の排日が深刻化して來たといふことは、米國人の人種的反感が、日本人の地位の優越によつて、かへつて高まつて來た事を意味するものに外ならない。

米國の排日が單なる經濟的原因、つまり労働者層における競争からのみ來てゐるものでないことは、一九二〇年加州在住の日本人は同州總人口三百四十二萬餘人の内、七萬一千九百餘人であり、總人口の約二パーセントに過ぎなかつたことをもつても判る。

かゝる少數の日本人が、いかなる意味においても、加州の「脅威」であるとは考へられないに拘らず、加州米人は經濟的危險と共に、日本人は同化せぬ別個の人種的集團を形成し、且大部分日本官憲の政治的管下にあるから、社會的、政治的の危險分子であると主張したのである。而して、加州における排日が表面的に事件化した最初は、一九〇六年（明治卅九年）の日本人學童隔離問題であつた。

### 1 日本人學童隔離事件

一九〇六年十月、サンフランシスコ學務委員會は、日本人學童の公立學校入學を禁止、別に東洋人學校を設け、之に出席せしむることに決した。その理由は、元より明確なるべき筈なく、たゞ、日本人を嫌忌排斥する目的のために、わが無心の學童を槍玉にあげたものに外ならなかつた。サンフランシスコの一新聞は、彼等の暴舉に、何等かの「合理性」を附與せんとして、同地の公立學校に通學する日本人學童を一千人と報じたが、嚴密なる調査の結果により、僅かに九十三人に過ぎず、それも廿三箇の異なつた學校建物内に散在してゐる事實が判明したのであり、一つ



の學校の建物に平均四人の日本兒童の存在することが、何故に、米國人の排斥せなければならぬところとなつたかは、唯、人種的嫌忌と、壓迫目的とによるものであること以外に、到底理解することの出來ぬ事件であつたのである。

日本の輿論は激昂した。明治卅九年十月二十日の報知新聞は、「米國に報復せよ」と題し、「排日説が労働者中に唱へらるゝ間は、多く注意を拂ふに足らざれども、苟も社會の上流に在る人士が之を公言し、若しくは非法の決議を是認するが如きことあらば、我日本人は宜しく適當の手段を取りて是に報復せざる可らず」と論じ、引續き廿一日は「日本學生米國の學校より放逐せらる」と題して、左の如く痛論した。

近來米國における排日熱は全く發狂的にして、余輩は昨日の紙上において斷然是に報復すべきを論ぜり。余輩は此兩友國の交情を破るを好むものに非ざれども、米人にして其非行を改めざる限りは、我國民は枉げて彼の鼻息を窺ひ、務めて其歡心を買ふの必要なしと信ず。

昨夜接手した桑港發電報によれば、「桑港市は日本學生全部二百餘名を小學校より放逐せり、在留日本人は非常に激昂しつゝあり」と報じ、過日同市教育會において決議せられたる、日本

學生排斥案は愈々實行せられたるものゝ如し。余輩は此の如き決議が既に親交國たる日本の名譽を汚したるものと爲せしに、更に進で此決議を實行したる以上は、米國は我國に對する友誼を破りたるものと云はざる可らず。

他の一電は更に報じて曰く、「桑港駐劄日本領事上野季三郎氏は同港市當局者にトリ表示せられたる、強烈な排日運動に對して、ワシントン政府に訴ふる所あらんと威嚇せり、又同氏は公立學校における日本學生放逐に對して抗議せり、國民教育監督官は排斥案を認可し、數百の日本學齡兒童は實際に公立學校より放逐せられたり」と。此電報によれば、我領事上野氏は教育會の決議に對し、市當局者を威嚇したるも、其效なくして決議を實行したる爲、遂にワシントン政府に抗議を申込みたるものゝ如し。我領事の抗議は最も機宜に適せり。是と共に我大使は宜しく此抗議を援け、強硬にワシントン政府に談判すべし。外務大臣も亦大使に訓令を下し、米國の排日運動に對して、我が國の名譽を維持すべき處置を執らしむべし。

由來、米國人は文明を以て誇るものなれど、實際彼等の爲す所を顧みれば、毫も文明國民として稱するに足るものなし。彼等の文明は唯だ物質的文明にして、其精神は全々野蠻なり。支



那人は屢々排外運動を試み、近くは卅三年に團匪の暴發となりたるが、今回米國の排日運動は團匪の暴發と毫も擇ぶ所なく、團匪の暴發は支那なりしが爲、列國の激怒に觸れ、文明の敵として鎮壓せられたりしが、米國の團匪は米國なるが爲、列國間の問題とならず、日本人間にさへも頗る寛大に之れを觀察し、是米國全體の輿論に非ず、一部米民の感情の衝突より來りたるものなれば、是を以て、兩國の交情を破るなからんことを望むと云ふが如き、微温き議論を吐くものあり。在米の我同胞が此くの如き侮辱を受くる時に當り、強て兩國の交情を云々するは余輩の解する能はざる所にして、交情を破るものは米國にして日本に非ず。國際關係は對等なるべく、我國の名譽を犠牲に供してまでも、強て彼の歡心を求むるの必要何くに在るや。——

日本政府は正式に抗議を發し、ワシントン政府は、「米國政府は日本國民に對しては、最も親善なる歐洲諸國民に與へつゝあるものと異なる待遇を與ふる舉を一刻たりとも許容せざるべし」、——と稱したが、それは一片の辭令であつて、加州の排日は益々悪化するばかりであつた。

加州は一九二一年（大正十年）に至つて、この日本人學童隔離事件を蒸し返し、日本人學童隔離法及外國語學校取締法等の排日法を制定した。即ち、從來加州において米國土人・支那人・及蒙古

人系小學兒童の爲小學校を特設する時は、是等の兒童は、其他の公立小學校に入學せしめないと法律を、日本人にも適用し得る事に修正し、又日本人によつて設立せらるゝ日本語學校の經營を取締る爲、其經營者は州の學務監督官の認可を受け、教員は民主思想、米國史、及英語等について同官の檢定試験を受け、其免許狀を受くるを要することとし、授業は公立小學校の放課後一日一時間、毎週六時間以内、授業科目及教科書は、同官の認可を受くべきものとしたのである。この日本學童問題によつて、日米關係が緊張悪化するや、ルーズヴェルト大統領は、一九〇八年（明治四十一年）米國の主力艦隊をして、世界周航の名義の下に日本を訪問せしめ、日本に對する「覆面の威嚇」を試みたのであつた。

## 2 日本人の土地所有權を否認

米國の飽くなき侮辱に對して、日本國民は憤激し、米國と一戦を交ゆべしとの論も擡頭するに至つたが、政府は、隱忍の態度で事態を解決せんことに努め、協調的態度を以て所謂「紳士協約」を勵行した。「紳士協約」は、一九〇七年（明治四十年）から一九〇八年にかけて、日米間に交換



された文書の内容に含まれてゐるもので、現に米國に在留する者の再渡米及其父母妻子の渡米の外は、日本政府は自發的に米國に赴かんとする労働者には、熟練、不熟練労働者たるを問はず、旅券を下附しないことを規定し、其の目的は米國における日本人の増加を喰ひ止めて、米國人の排日を緩和しようとしたものであつたことは言ふまでもない。この規定は明文上ではハワイは含まれてゐないものであるが、日本政府は、ハワイに對しても労働者輸入の必要のない限り、米大陸と同様の取締を勵行することに同意して、隠忍協調の誠意を示したのである。

然しながら、元々人種的偏見に根ざす排日米國人は、我「誠意」を諒解するどころか、日本軟弱と見て愈々つけ上り、一九〇九年には加州の州會に約十九回の排日案が提出され、支那移民排斥法を、日本移民に對しても適用するに賛成の決議を通過した。

かくて、一九一三年（大正二年）五月に至り、加州々會は、遂に「米國市民たり得ない外國人は農業用の土地を所有し得ず、但し三ヶ年間を超えざる短期貸借は差支へなし」とのウェツグ・ヘネー法案を通過した。この法案は、歸化權なき外國人（即ち日本人）の土地所有權を否認し、日本人を侮蔑すること極まれるばかりでなく、在米同胞の有する五十餘萬エーカーの土地

は、理由なくして殆ど沒收せらるゝ結果となるような、人權上許すべからざる差別的惡虐法であつたので、之に對し、日本政府は強硬なる抗議を提出、國民の輿論は高調し、日米開戦論の激化を見るに至つたのである。

加州議會の大勢既に決して、排日案の通過の疑ひなきに至つた五月一日夜、東京神田青年會館で日本國民公憤の大演說會が開かれた。その大會における、島田三郎の演說を摘記すれば左の如くである。

排日案として現れた議案卅七、その中には、日本人の土地所有禁止ばかりでなく、洗濯業の打破、漁業者の重税、酒類販賣を中止してホテル業、飲食業を廢業せしめようとする意圖まで含んでゐる。この不眞面極る排日案を、狂熱に浮かされ叫んでゐる北部加州人は、實に英國の政策によつてオースタリーから加州に送つた殺人、強盜、無政府主義などの罪人の子孫、又は罪人それ自身である。かやうな兇惡瘡猛な罪人と、一擲千金を夢見た山師達が、加州移住民の祖先であるから、人道などの判る筈はない。加州は、今（大正二年）から六十八年前、即ち日本弘化三年メキシコから分離し、嘉永二年に合衆國に併合せられたのだ。當時は人煙絶えた



る無人の荒野であつたが、併合と同時に金山發見せられ評判となり、續々坑夫や鑛山師や例の罪人が來たのである。それを今日開拓した恩人は誰であるか？ 實に日本人である。開拓の恩人たる日本人に酬ゆるかくの如き悪虐が、米國の國家としての態度であるならば、日本人は正に厭起せなければならぬ。

この演説の語調にも現れてゐるように、「加州々會」の暴舉はそれとし、「ワシントン政府」はよもやかゝる事態を黙視することはあるまいとして、公正なる解決を期待する希望は、なほ我國の「有識者」の間に殘存してゐた。五月七日の報知新聞が桑港特電として「土地法を無効ならしむべき解決方法六種ありとす、即ち一般投票に問ふ事、試験裁判を起す事、條約改正を行ふ事、協約の交換を爲す事、歸化權を獲得する事、平和會議に提出する事」と特筆してゐるのを見てもその一斑を推知するに足る。

然しながら、日本國民が自己の正義感を以て米國を律せんとすることは、悲惨なる幻影に過ぎなかつた。ワシントン政府は、たゞ形式的に「日米の友好破るべからず」と稱しながら、實質的には加州々會の暴舉を抑壓する努力を爲さず、返つて漸次その本性を現して「米國政府は之まで嘗

て外國より歸化權を請求されたる例なく、又歸化條約を何れの國とも締結したる事なし、歸化は所謂權利に非ず」(五月廿二日桑港電)と空囀き、「重砲兵二個中隊、交通兵一個中隊、歩兵九百名は本日桑港よりハワイに向へり。來月更に、ハワイと比島へ増兵の豫定なり。なほ兵器彈藥を數多日々此方面に向つて輸送しつゝあり。當局者は、之を以て戦争の爲めにあらずと辨明し居れり」(五月廿四日桑港電)——と傳えらるゝに至つた。

當時英國においては、日米戦争と日英同盟に關する評論が盛に行はれ、土曜評論は「米國は太平洋の優越權を握らんとす、是れ日英に不利益なり、戦争の際は日本を援けよ」と言ひ、スベクテーカー紙は「日米戦争の時、英國側の損害大なるべく、人種を無視し獨り同盟を重んずるや否やは疑問なり」と論じた。——これワシントン會議に先つこと八年前の事態である。

### 3 遂に排日移民法を實施

日本政府が、隱忍して協調の努力をすればするほど、米國の排日は悪化した。——  
一九一九年パリ平和會議開催中の故をもつて、一時鳴を靜めたかに見えた加州は、一九二〇年



(大正九年)になると、州の有力な諸團體はハースト系諸新聞の煽動的後援を背景とし、十一月の總選挙にあたり排日建議案を提出した。この建議案は、日本人から農作地の貸借權を褫奪せんとするものであつたが、この運動は、從來にも無き惡質なもので、宣傳運動に映畫劇を公開し、しかもその内容は、日本人に對して、辛澗なる人種的反感を露骨に挑發することを、目的とするものであつたのである。

ここまで來ても、日本政府は隱忍して事態の協調的解決を期し、これまで紳士協約下に法規上入國しつゝあつた所謂「寫眞花嫁」に對してさへも、一九二〇年三月一日から旅券下附を停止すべきことに同意した。また駐米大使幣原喜重郎と駐日大使ローランド・モリスとは折衝の結果、日本は、外交文書の交換により、現存せし紳士協約を更に強化して、今後日本人労働者は、米國在住日本人の家族でも、渡米を禁ずる規定に同意すとの諒解に達し、一九二一年一月、これを國務長官コルビーに提出した。

かゝる日本政府の讓歩も、米國人の公正な常識と道義的感情を誘發するに足らず、この年(ワシントン會議開會の大正十一年)加州の或る地方の町々には「日本人よ、お前達は此處でお日様の顔を見ることはならぬ、出てうせろ」との制札が立てられ、またタールロックにおいて、果實採取の仕事を、白人労働者より安い賃銀で引き受けたといふことを口實とし、日本人労働者五十八名を暴力をもつて放逐した事件をはじめ、合法的差別待遇による迫害のみでなく、暴行を加へられることが頻發すに至つた。

かくして、加州を主とし、其他の西部諸州の法典は、歐洲國民の享有する權利及び特權を、日本人から褫奪する諸種の法律で一杯になつたが、彼等はなほこれで満足せず、支那人排斥の先例に倣ひ、日本人排斥法を制定し、日本移民の絶對排斥を斷行せねばならぬとの意見を主張した。しかもこの意見は、單に加州其他の太平洋沿岸ばかりでなく、東部其他の内地においても盛んとなり、漸次中央政界の大勢を制するに至つたのである。

かゝる形勢の中に、ワシントン會議は、一九二二年二月六日、日本の「慘敗」をもつて終了し、米國は、完全に日本を「押え得た」と自負し、十對六の海軍比率は、太平洋と東亞において、米國が如何なる横車を押し、彼等の本能的感情の奔流するまゝに、如何なる暴虐を逞ふするも、日本は起ち上ることは出來ないまでに、叩きつけてやつたと慢心し、かつ錯覺した。



かくの如くにして、愈々最後の日が来た。——一九二四年（大正十三年）、米國議會は遂に「歸化不能の外國人」といふ名目の下に、日本移民の入國を禁止する日本移民排斥法案を通過し、同案は同年五月廿六日、クーリッジ大統領（三十代）の署名を経て成立、この法案によつて、米國は除外階級以外に屬する日本人全部の入國を禁止した。排斥條項は法文上東洋人全部に適用されるが、支那人その他東印度地帯の諸國に對しては、既定の排斥法が存するので、實際上日本移民を唯一目標とし、從來有したその特權を奪ひ盡したものである。——「正義人道、自由博愛」の米國は、東亞の守護職たる日本に向つて、暴慢無禮にも、「汝は世界の劣等國民なり」と呼號し、敢て米國民の名において、日本國民の面上に、「差別」の烙印を捺して憚らざるに至つた。

米國の、この傍若無人なる、日本移民排斥法問題の核心は、當時の駐米大使埴原正直が、國務長官宛書翰において述べたように、「日本政府が特に此問題を重要視する事は、數百數千人の日本人が、米國に入國を許さるゝや否やの問題に非ずして、日本が、一國として他國より正當なる尊敬及考量を受くる資格ありや否やの點」にあつた。又埴原大使は、五月卅一日の對米通牒中で、紳士協約の下に合法的に入國せる日本人に關して「若しかゝる少數の日本人の入國も、米國にと

り迷惑であるとするれば、日本政府は移住を更に制限する爲に、現存の取極を修正するの用意あることを既に表明してゐる」と述べてある。日本は米國に對して、かく、あらん限りの誠意を示し、情理を盡して諒解に努めたのである。

而して、埴原大使が、法案通過に先だち公式に提出した抗議書の最後の章に「若しかゝる特殊條項を含む法案にして成立するに至らんか、兩國の幸福にして且つ有利なる關係に對し、重大なる結果を誘致すべきことは、本使の感知せざるを得ざる所である」と述べたことは、日本國民の憤激を溫和なる外交官的措辭をもつて述べたものに外ならなかつたに拘らず、時の米國上院外交委員長たりし共和黨院內總理、マサチューセツツ選出議員ロッチは、この「重大なる結果」を、「米國の立法に干涉するは、米國に對する覆面の威嚇」なりと絶叫して、一氣に同案の通過を計つたのである。

さもあらばあれ、問題はかゝる米國政治家の茶番劇にあるのではない。米國は何故に、強ひて日本の名譽を傷け、尊嚴を害することによつて快哉を叫び、日本人を「劣等視」することによつて満足し、排日法を作ることそのことを目的とする排日法を成立、せしむるに至つたのであるか？



實に日本國民に對し、比類なきこの未曾有の侮辱を加ふるに至つた、米國人の感情に根ざす有色民族排斥の深刻なる嫌惡感と、「東亞專管居留地」建設の野望のために、常に日本の強大を敵視する米國の侵寇慾の本體とを、正視、把握せなければならぬ點こそ、問題の核心なのである。

#### 4 無名の義士「米國大使館庭」で割腹

一九二四年（大正十三年）五月廿六日、米國大統領クーリッジの署名を経て、日本移民排斥法案が成立した前日、東京九段靖國神社境内において、東京在郷軍人聯合大會が開かれ、左の決議をなした。

帝國在郷軍人會東京十五區分會聯合會は、こゝに時局の重大なるに鑑み、總員舉りて軍人たるの本分をつくすの堅固なる決心を有するものなることを宣言し、全國在郷軍人の結束奮起し國難に當るの覺悟を促さん事を決議す。

來賓陸軍中將堀内文次郎は大要左の如き演説をなした。

吾々は、今、米國の横暴によつて、沈められた船の中にゐるやうなものだ。この屈辱をうけ

た船を浮び上らせるには、異常な決心と努力が必要である。臥薪嘗膽とは、ロシアに壓迫された頃の日本國民の大覺悟であつたが、今は更に二度目の臥薪嘗膽を叫ぶべき時である。當年に勝る意氣を養はねばならぬ。

東京分會のこの運動を魁として、全国各地に在郷軍人大會が開かれ、「奮起國難に當る」決意を示した。

折から五月卅一日の早朝、赤坂榎木坂町海軍大佐井上勝純子邸の前庭（隣りの米國大使館庭と誤る）において、短刀をもつて見事なる割腹を遂げた「一日本人」があつた。この「一日本人」の懷中には米國ウツツ大使に宛てたもの、「日本國民同胞に檄す」と題して國民の奮起を要望したものの、及び赤坂署あて「死體取捨」につき後事を託した三通の遺書があつた。

まさに歸朝せんとするウツツ大使に託して、「全米國民の反省を望むため死を以て切願」し、「新移民法から排日條項を削除する法案の決議を要望」した遺書は、左の如きものであつた。

余が死を以て排日條項削除を求むるものは、貴國が常に人道上の立場より、平和を愛好唱道せられ、平和指導者として世界の重きを思はしめつゝある貴國が、率先して排日法案の如き人



道を無視した決議を兩院通過して法律となす如きは、實に意外の感に耐へざるなり。人類生存上憤怒する場合種々あるも、恥辱を與へられたる憤怒は堪へ難きものなり。恥しめらるべき事情ありて恥しめらる、大いに悔い忍ばざるべからず。故なくして恥しめらる、憤怒せざらんと怒するも堪へ難きなり。余は日本人なり。今やまさに列國環視の前において、貴國の爲めに恥しめらる。故なくして恥しめらる。(故ありといはゞ故は貴國の故にして他に通ぜざる故なり)生きて永く貴國人に怨みを含むより死して貴國より傳へられたる博愛の教義を研究し、聖キリストの批判を仰ぎ、併せて聖キリストにより貴國人民の反省を求め、なほ一層幸福増進を祈ると共に、我日本人の恥しめられたる新移民法より、排日條項の削除せられんことを祈らんとするにあり。

大日本帝國無名の一民。

この無名の義士の自殺は、白じゆばんの上にセルの衣服、羽織袴をつけ、遺書を前において腹十文字にかき切り、返す刀で咽を突いてうつ伏せに倒れてゐる有様は、眞に古武士の作法にかなつた見事さであり、遺書の文字も端正にして亂れなく、身なりの整えることなど、相當の身分と見識ある中年の人士であつたが、彼は自己が「賣名」の徒に非ずして、あくまで日本の一國民と

して、國民の義憤を代表するものなりとの意味から、その姓名を名乗らぬ義士であつた。

たゞ、その遺書の文脈等より見て、この義士は、日本武士の血をうけ、しかもキリスト教を信じ、キリスト教義の實踐傳道者としての米國人を信じてゐたが、今や偽善の假面を脱ぎ、暴虐無道の正體を露呈した米國人の正體に失望し、且つ憤激し、死をもつてその反省を求めた忠良純篤なる地方の有志と推察せられたのである。

「日本國民同胞に激す」る遺書は發表されなかつたがこの憤死に對し、東京帝國大學教授法學博士上杉慎吉は「對米問題は演説や文章では駄目である。國民の大きな覺悟が必要だ。この死はその大覺悟をうながすものだ」と語り、女醫吉岡彌生は「アメリカ心酔者にとつてはよいみせしめだと思ひます。自殺した人も大方平生アメリカを信じてゐたため、欺かれたといふ憤激を深くしたものでせう」と評したのであつた。

## 5 常に日本の間隙に乗ず

日露戦争以後、事毎に對日壓迫を企て、對日侮辱を繰り返して來た米國は、卒然とし唐突の間に



事を爲したように見えるが、實は常に周到の用意の下に行動した。特に日本の國內事情については深甚の注意を拂ひ、その顯著なる排日毎日乃至壓迫的政策と行動とが、常に日本國內事情の間隙に乗じて實行され來つたことは、大いに重視戒心を要する點である。

試みに、大正年間に入つての事例を大觀するに、一九一三年五月、加州日本人の土地所有權を禁じ借地權を制限した時は、あたかも大正初年にあたり、桂第三次内閣が護憲運動の騷擾に會つて倒れ、後繼山本内閣もまたシーメンス事件摘發の危機を孕み、國內政争苛烈の様相を呈した時機であつた。

シベリア出兵は大正七年七月に決し、八月、浦鹽派遣軍總指揮官が出發したが、これはかの京都、大阪その他に米騒動の勃發を見た時であり、米國は出兵最初から、干涉し來つてゐる。

同年九月、原内閣の成立をみ、普選運動盛に行はれ、議會は内閣擁護の勢力との間に揺擧がくりかへされ、大正九年三月ニ港事件の慘あり、同年十一月には、加州排日案が一般投票大多數にて通過した。翌年十一月には、原首相が東京驛頭において暗殺せられたが、この月は、あたかもワシントン會議が開會せられた時であつた。

大正十二年九月、關東大震災の難あり、十二月、虎の門事件により山本内閣倒れ、翌年一月、清浦内閣成立したが、所謂護憲三派と朝野の對立激化し、日本國內は總選舉に熱中、議員の頭數を數えることに没頭してゐる最中に、米國は同年四月、排日移民法を成立せしめた。叙上の如き國內狀勢と、米國對日攻勢との照合は、單なる偶然といふことは出來ないのであつて、米國の野望が、常に日本國內の間隙をねらつて動く符合なのである。

## 第廿五 不戰條約は日本壓迫方略

米國は、ワシントン條約によつて、日本の大陸國策を壓迫し、日本移民の差別的排斥により侮辱を與へ、無上の矯慢ぶりを發揮しながらも、自己横暴に對する自責の念から、いつ日本の反撃に會ふかも知れぬといふ不安と恐怖があり、自己安心のためには、日本の手を縛した上、是まで縛しなくては安心が出來なくなつた。こゝに至つて案出されたのが、「不戰條約」の締結といふ



方略である。

即ち一九二八年（昭和三年）四月十三日、米國々務長官ケロツグは、不戦條約草案を各國政府に提示して、不戦條約締結を勸告した。

この提案に對しては、まづ佛國外相ブリアンから異議が出た。米國の提案は、その目標とするところが、日本の反撃を防止し、かつ東亞における日本の自主的活動を完封するにあつたのであるから、あらゆる國際紛争について、戦争に訴ふることを否認しようとした。

しかし、佛國は歐洲形勢の現實を考慮し、戦争には自衛戦と侵略戦とがあり、廢止すべき戦争は「侵略戦争」に限るべきものと主張し、別個に不戦條約草案を作成、同年四月三十日列國に提示したのである。

英國においても、亦同年五月十五日附對米通牒を以て「平和秩序につき緊切なる利益關係ある地方」に關して自衛權を主張したが、これは主としてスエズ運河、エジプト方面における自國の立場を考慮し、不戦條約参加について、自衛權の行使を留保する必要を感じたからであつた。

ケロツグは、同年六月廿三日「自衛權は各主權國の保有するところであり、米國の不戦條約草

案も亦何等自衛權を制限し毀損せんとするものではない。自衛權の正當なる事件については世界は實證こそすれ、これを非難するものはあるまい。唯それが餘りに明白なる權利なるが故、條約にこれを特記する必要がないと同時に、これを條約文に挿入するときは、侵略の定義に困難を感じる故に、自衛權を條約文中に入れなかつたに過ぎない」との通牒を發し、改めて「不戦條約第二案」を回附した。

この釋明附の第二案は、自衛戦争が當然且つ正當の權利であることを、規定を待たずして確認したので、同年八月廿七日、パリ外務省において、日、米、英、佛、伊、獨、白、波、チエツコ・スロブアキアの九國代表により調印、翌一九二九年（昭和四年）七月二十四日、廿五ヶ國間に實施され、世界各國ほとんどこれに加入するに至つた。

當時國際聯盟は、無力ながらも、安全保障協定に向つて努力を試みつゝあつたのであるが、米國は自ら聯盟に加入せずして、しかも聯盟を指導し、むしろその上に出で、支配的意慾を満足せしめんとし、同時に、日本の大陸國策を壓迫することを直接の目標とする、一石二鳥の方略を案出し得たりとしたのである。



## 第廿六 ロンドン海軍條約の目標

302

ワシントン會議において「未解決」であつた、補助艦艇問題を「解決」するため招集されたのが一九三〇年（昭和五年）一月廿一日に開會せられた、ロンドン海軍會議である。換言すれば、日本海軍の保持する精銳な補助艦と潜水艦とを揉みつぶして、その發展力を阻止しようといふのが、ロンドン會議の目的であつた。

會議の魂膽は、かく最初から判り切つてゐたから、日本は、會議に臨むに先つて、我國防上最少限度の三大原則を公言してゐた。その三大原則は一、補助艦は總括して米國の保有すべき量の七割を保有す。二、八吋砲搭載巡洋艦に就いて米國保有量の七割を要求す。三、潜水艦現有勢力七萬八千噸保持といふにあつたのである。

我海上軍備が、我國防上米國の七割を要する理由は、要約すれば、日本が彼の七割にあたるものを保有せば、彼が我に對して攻勢に出づるを殆ど不可能ならしむる。（勿論我も彼に對して攻勢に出づることは出來ない）。何故に十割の彼が、七割の我に對し攻勢に出ることが出來ないかといふと、戦史に證明せられ、又古今の兵家により認められてゐることに、「攻勢は五割の優勢を要す」といふ事がある。ところが、十割が七割に對する優越比は四割三分に過ぎない。これ十割の勢力が、七割の勢力に對し攻勢作戰に出られぬ所以であり、米國専門家も、對日攻勢作戰に要する艦隊優越率は、少くとも五割と算出、米國參謀會議では、最低六割といつておる位であつた。第二の、八吋砲巡洋艦の對米七割要求の理由は、八吋砲巡洋艦が一般補助艦の中心となるものであつたからである。

第三の、潜水艦現有勢力七萬八千噸保持は、防禦戰の最少限を主張したものであつた。即ち當時のわが潜水艦現有勢力は七十一隻であつたが、歐洲大戰の經驗によると、乗員休養、艦修理等の關係から、潜水艦の第一線活躍は總數の約三分の一に過ぎないのであるから、我が戰時潜水艦勢力は僅かに廿四隻であり、これが「最少限度」であることは明瞭であつた。

然るに米國は、ワシントン會議におけると同様、日本海軍に對する絶對的攻撃的優勢を確保す

303



るため、一〇對六の比率を主張した。これがために、會議は一時決裂に類したが、日本の讓歩によつて、同年廿二日條約調印を了して、同日閉會となつた。

締結された海軍條約の骨子は、補助艦總括では我主張通り對米七割を得たが、肝心の八吋砲巡洋艦は六割に低下され、潜水艦は五萬二千七百噸に低下されて日米對等となつた。

米國は、今やワシントン會議とロンドン會議を通じて、日本に對し主力艦と八吋砲巡洋艦において一〇對六、五對三の優勢を獲得し、東亞侵寇戰における、「必勝」の陣容を整備するに至つたのである。

このロンドン海軍條約の結果に就き、英國海軍評論家バート・ラツセルは「日本は今やパリ條約の精神に従ひ、戰爭手段に訴ふる所なく、背後の力により必要とするものを得んとする希望も全く絶えたるものゝ如し。三國（日、英、米）協定による米海軍の増勢は、かゝる期待を日本海軍に托し得ざるに至らしめたり」と言ひ、また「英國は確に、また日本も、條約締結前に比し、その本國海軍において、攻撃を受ける機會を大いに増加したようである」と述べた。

一方、一九三〇年（昭和五年）ロンドン會議終了直後五月、米國上院外交海軍兩委員會のロン

ドン條約審議會において、米國海軍の主要人物が五―三比率に關し述べたる意見の主なるものは、左の如くであつた。

フラット大將（ロンドン會議専門委員）「五―三比率は米國が多大の犠牲を拂つて得たものである。米國は百年以内に支那の戰爭を助けて戦ふことがあるかも知れないから、此の比率は讓歩してはならぬ。

ジョーンズ少將（ロンドン會議海軍顧問、後大將となる）「日米兩國間に戰爭起りたる時は、日本は米國に進攻する理由がないから、米國が日本近海に進出して作戦しなくてはならぬ。此の場合に五―三比率と防備制限（前記ワシントン會議の產物たる太平洋防備制限のこと）を以てすれば、五分五分の勝目が得られる。

プリストル少將前（アジア艦隊司令長官）「戰爭を惹起し又は戰爭となる恐ある難問題が萬一日本との間に起つたならば、米國は必然日本の海に作戦しなくてはならぬ。その場合五―三比率を以てすれば、米國は艦隊を日本の海に進出せしめ、日本を屈服し得るであらう。

米國はかくの如く、ロンドン會議における日本壓迫により、太平洋作戦と東亞侵寇作戦にお



いて、大なる「自信」を獲得したのである。

## 第廿七 支那に對する文化侵寇

米國は支那進出において、歐洲列強に一步立ち遅れたため、「門戸開放、機會均等」の外交攻勢によつて割り込みを策し、漸次列國を凌駕し來つたのであるが、文化侵寇においては斷然列強を壓し、その廣汎にして強力なる侵寇ぶりは、米國東亞侵寇の一大特徴として注目される。一九三〇年（昭和五年）における米、英、佛の對支文化事業の財産を比較すると左の如くであつた。

米國文化事業總財産	四三、〇七一、一八九ドル	五七・八%
英國文化事業總財産	九、七〇〇、〇〇〇ドル	一三・〇%
佛國文化事業總財産	二一、七〇七、二〇〇ドル	二九・二%

英・米・佛・合・計 七四、四七八、五八九ドル 一〇〇・〇%  
即ち、全體の半分以上が、米國の占有するところとなつてゐた。

### 1 前衛部隊としての宣教師軍

米國對支文化事業の特性は、米國の權益と勢力とを、實質的に支那に植えつけるに在る。政治的經濟的投資が、直ちに露骨な帝國主義的侵略相貌を露呈するに反し、文化侵寇は無形にして、しかも浸々乎たる攻勢を以て、支那民心を把握し、支那人の「米國依存」を獲得し來つておる。支那事變の第三年目（昭和十四年、民國二十八年）二月、重慶政府が米國人の會員五百名を擁して、中美文化協會なるものを重慶に創立し、前米國々務長官スティムソンと宋美齡を名譽會長、孔祥熙を會長とし、政府要人十五名を理事として米國依存、對米媚態の機關となし、以て抗日の背景的勢力を結成し來つておることを見ても、米國の對支文化侵寇が、如何に深き「成功」に達してゐるかを知らるに足る。

而して、米國對支文化侵寇の前衛部隊として、目覺しき活躍をなしつつあるものが、世界主義



的人道主義をふりかざす、キリスト教の宣教師達であることは、米國東亞侵寇の一大特徴と謂はねばならぬ。

米國對支傳道の魁は、一八三〇年（天保元年徳川十一代家齊）米國教會から派遣された宣教師ブリツヂマンとアピールの兩名が、廣東に來港した時であり、對支醫療傳道は一八三五年ピーター・パーカーが廣東に醫療活動を起した際に始る。やがて一八四二年南京條約が締結され廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港が開かれると、米國宣教師は大舉來支して活潑なる傳道を始め、一八五八年及六〇年（萬延元年徳川十四代家茂）天津條約によつてキリスト教團體員の身體、財産、旅行の自由が認めらるゝに至つて、米國宣教師は續々支那内地に侵入し、一八七七年（明治十年）、上海に第一回新教各派宣教師大會開催の折、米國宣教師の會するもの、早くも二百十二人と算せられた。

その後、急激なる發展を遂げた、在支米國布教團の攻勢展開概略を表示すれば、左の如くである。

年 代	宣教師數	經營病院	經營學校	保有財産
一八七七年	二二二人			

一九〇〇年	一〇〇〇人	六〇院		
一九〇七年	一四二六人	一九六所 (藥局を含む)	一、一九五校	五〇〇ドル
一九一四年	二五〇〇人	一四〇院	三、五八〇校	一〇〇〇ドル

これが一九三〇年（昭和五年）においては六、三四六人の在支宣教師中、米國宣教師は三、〇五二人に達しており、一九三六年（昭和十一年）においては、在支キリスト教會五千八百、講議所その他六千九百廿六ヶ所中、米國プロテスタント教會は、組織的教會、講議所その他を合して千十三ヶ所に上り、他の列強全部に對抗し得る優位を占めたのである。

## 2 教育機關に喰ひ入る

米國布教團體の、對支教育活動の旺盛ぶりは、特に注目さるべきものであるが、今次事變直前の米國キリスト教系高等教育機關は、左の如く支那各地に、組織的配置網を結成してゐた。

齊魯大學（濟南） 福建協和大學（福州）  
金陵女子文理學院（南京） 之江文理學院（杭州）



華中大學(武州)

華南女子文理學院(福州)

嶺南大學(廣東)

金陵大學(南京)

聖約翰大學(上海)

滬江大學(上海)

東吳大學(蘇州)

燕京大學(北京)

華西協合大學(成都)

上海女子醫學院(上海)

これ等の大學は、各々附屬圖書館を經營しており、今次事變においては、戰禍の及ぶに先立つて、蒋介石政權と共に奥地に移轉し、又はその校舎を租界内に移したものが多し。

米國對支布教團の活動してゐるのは、單に高等教育ばかりではなく、中等及初等教育にもその勢力は壓倒的である。即ち全支那中、新教々會によつて經營せらるゝ二千七百九十五の小學校中、米國教會よつて經營さるゝもの千六百十三校、宗教關係の中等教育二百五十五校中、米國系は百九十五校に上り、幼稚園は百十三ヶ所中、米國系百ヶ所を占め、いづれも過半、壓倒的の優位を示してゐるのである。

この他醫療施設、社會施設における活躍は目覺しきものがあり、米國布教團體の布教財産は、

福音傳道及組織的宗教事業に、約四十七%が投ぜらるる以外、約三八%は教育事業に投ぜられ、十五%が醫療事業に投ぜられてゐる。

なほ、團匪賠償金の免除金は、米國に支那留學生を招致する費用をはじめ、各種の教育文化事業に振り向けられており、主として米國における支那留學生の援助に活動するものに、華美協進社がある。

またロツクフェラー財團は、一九一三年(大正二年)、加州日本人の工地所有權を禁止借地權を制限した年)設立せられたが、一九三七年末までの對支投資額は、醫療事業、保健事業、農村振興事業運動を通じて、總計約三千四百四十六萬五千ドルと謂はれ、北京の大病院、「北京協和醫學校」經營をはじめ、支那留學生の養成等に、支那民心把握の效果的な活動をなしてゐる。

更に一九二一年(大正十年、民國十年)支那の大洪水、大饑饉等による窮民救済を目的として設立された「中國華洋義賑會」は、本來、日、米、英、佛、伊等列強協同の國際性を特色としたものであつたが、救済運動の大半は、米國及び米國赤十字社によつて營まれた。

米國系の支那諸大學が、附屬圖書館を有することは前記の如くであるが、米國はそれ等の外、



國立北京圖書館、張家口米國美普會圖書館、聖約翰大學羅民圖書館、文華公書林（武昌）、靜生生物調查所（北京）、哈佛燕京學社（北京）等を握つてゐる。これ等の内最大のものは國立北京圖書館であり、これは米國の庚子賠款による第二次の對支文化事業で、民國十三年米支兩國によつて設立された中華教育文化基金董事會の經營するところ、一九三三年（昭和八年）末において、支那書五十萬部、洋書八萬五千部を蔵する大圖書館であつた。

### 3. 手中にある宣傳機關

米國系歐字新聞には華北明星報（天津）、大陸報（上海）、大美晚報があり、米國系華文新聞としては上海に新聞報、新聞報夜報、申報、華美晚報、大美晚報、大美報、中美日報、華報の八紙があつた。

通信社としてはA・P（アソシエテッド・プレス）UP（ユニナイテッド・プレス）INS（インターナショナル・ニュース・サービス）及US（ユニバーサル・サービス）があり、雜誌には密勒氏評論報、教務雜誌等がある。

要するに、米國の對支文化侵寇は傳道事業、教育機關、醫療施設、社會施設、圖書館、研究所、新聞、通信、雜誌等に互つて、廣汎深刻な影響力と浸透力を發揮しつゝあり、米國的思想毒素は、單に支那民衆の間に遺憾なく振り撒かれてゐるばかりでなく、特に青年智識層乃至指導者階級に、米國依存的思想力を結集せしめつゝある。

その、米國的思想的凝結體が、そのまま抗日勢力に轉化して、米國東亞侵寇の母體となりつゝあることは、深き省察を要するところなのである。

## 第廿八 滿洲事變と米國の焦慮

ワシントン會議の終了にあたり、報知新聞が「極東協約の全文を通覽するに、支那全土を通じて本協約を適用する規定ありて、滿蒙に關する何の保留なし。是れ滿蒙も亦支那本土と同一に取扱はるゝことを意味するものにして、次に來るは滿鐵及大連の問題ならざるべからず」と痛論し



たことは、不幸にして「豫言」となつた。

元より滿洲における日本の立場は嚴然たる東亞安定の礎石であつて、何者の干渉をも許さぬところであるが、米國がワシントン會議の「成功」に北叟笑み、秘かに、「次に來るものは滿鐵及大連の問題なり」と意圖したことは、たしかである。

この米國の意圖は、直ちに支那に反影した。「山東半島は手に歸した。豈、遼東半島回收の難き理あらん。況や滿洲における日本勢力の驅逐においおや」とは、米國の意圖を反影する蔣介石政權の夢想となつた。この空氣は、直ちに張學良政權をして自滅の踊りを始めしめた。而して支那の夢想と踊りとは、常にワシントン條約における海軍比率を基準とし、米國を背景として、常に日本の實力を「對米六割」と評價することにおいて、大なる錯覺によつて強化せられた。

かくて、昭和六年（一九三一年）九月十八日、滿洲事變が勃發した。——ワシントン會議後正に十年目である。

## 1 日本の内紛を待つ「靜觀」主義

滿洲事變の頭初、米國は靜觀主義を持した。この「靜觀主義」が、米國の對日謀略であつたことは、國務長官スチムソンが「今、日本を壓迫することは平和主義、國際主義の内閣を潰し、軍部と強硬派に勢力を興ふることに外ならぬ」と、當時非公式に話した言葉が裏書きしてゐる。

即ち米國は、最初事變は日本の自由主義政治家が「軍部と強硬派」を抑えることにより、「不擴大」のまま、線香花火の如く終るであらう。然らずとすれば、日本國內は兩勢力に分裂して、米國の思ふ壺にはまつて來るものと觀測し、期待した。

いづくぞ知らん。我が「生命線」を守るべしとの日本國民の熱情は、忽ちにして自由主義政治家達を退却せしめ、「軍部と強硬派」は全面的に「自衛」の決心を固め、「生命線滿洲」の防衛に徹底的決意を示し、且つ、着々滿洲攪亂勢力の掃蕩手段を實行した。

見込の違つた米國は、大いに焦慮し、ここに國際聯盟を指導して、日本壓迫の謀計を樹てた。國際聯盟と米國の關係は、前記の如くであつて、最初から米國は聯盟に加入してはおらない。にも拘らず、唯一途に日本を壓迫するため、覆面の一員として、聯盟の諸會議を指導し、十月十六日の理事會には、日本の反對を押し切り、米國をオヴザーヴァーとして出席せしむること可決



せしめ、自らその招請を受諾して表面に乗り出した。かくて十二月十日の理事會において決議された、リットンを委員長とする支那調査委員會には、米國はフランク・マッコイ將軍を委員として参加せしめ、委員會を牛耳つて日本壓迫の采配を振つたのである。

## 2 單獨に抗議し來る

かゝる間にも、米國はワシントン會議以來のの温順に似ず、日本が今や嚴然として立ち上つておる姿を觀取した。米國の焦慮は愈々加はざるを得ない。米國は今や洞喝以外に日本を屈服せしむる手段なしとして、我軍の錦州攻撃をきっかけに一九三二年（昭和七年）一月七日、左の如く抗議して來た。

「支那の主權、獨立、領土的又は行政的保全、門戶開放の名を以て知らるゝ對支國際政策に關する條約上の權利を含む米國及米國人の、支那における條約上の權利を侵害する一切の事實上の事態を合法と認めざるのみならず、日支間に結締さるべき條約又は協定にして右の權利を侵害するものは、之を承認する意思なく、將又日、支、米三國が加盟する一九二八年八月廿七日

のバリ條約（不戰條約）の約束及義務に違反する手段に依つて成立した如何なる事態、條約又は協定も承認する意思はない。——

事變における日本の軍事行動は、自衛權の發動に基くものであり、九國條約、不戰條約、聯盟規約等一切の國際條約とは全然無關係であり、米國が假りにニカラガ又はハイチに反米暴動が起つて、米國から陸戰隊を派遣した場合、米國の行動は不戰條約違反であるといつて、日本が抗議することの、如何に無用であるかを自省してみただけでも、米國が滿洲事變における日本軍の行動に抗議することの、如何に「無用」であるかは、すぐ覺らるべきであつたのだ。

日本政府は、右抗議に對し、一月十六日の回答において、左の如くアツサリと一蹴した。

支那における現在の不安紊亂せる情況は、ワシントン條約の締結に際し、當事國の嘗つて豫期しなかつたところである。——條約の適用に當つては、現實の事態に即してこれを行ふことが必要である。——滿洲の行政當局者に變更があつたのは、支那官憲が逃亡又は辭職した結果、政治機能の破壊を來たしたためであつて、地方人民が必要上自らこれを行つたものに過ぎない。



やがて滿洲事變の途上において、昭和七年一月上海事變が起つた。

米國は、直ちにアジア艦隊の旗艦ヒューストン及びスミストムソン、バーカー、T・D・エドワード、ピアリー、ビルスベリー、フォード、ホイツブル、トレーシーの八驅逐艦を上海に急派し、また一千名より成る歩兵第卅一聯隊及び四百名の陸戰隊をマニラから派遣して、強硬なる反日意志を表示し、かつ國務長官スチムソンは、太平洋艦隊を動かして武力干涉の擬勢を示さんとしたが、海軍當局の「準備未だし」との自重論に制せられて、その擬勢を緩和した。

かくして、米國は焦慮益々やみ難く、聯盟に策動し、その反日的動向を決定的に指導し、一九三三年（大正八年）三月廿四日の聯盟總會で撤兵勸告案を通過したので、日本は三月廿七日、斷乎聯盟離退を通告、國際聯盟離脫を決行した事實は、周知の如くである。

## 第廿九 ワシントン條約の消滅

昭和五年の秋、シカゴ大學名譽教授フレデリック・スタール博士は、將に日本に別れんとして「去るに臨んで親愛なる日本國民に告ぐ」と題し、J O A Kを通じて放送した。彼はその放送の一節において、日本と日本國民とに左の如く忠告した。

從來の日本の外交を觀るに、餘りにも讓歩に過ぎてゐる。若しも、かゝる政策が今後も繰り返されるならば、他國は之を目して、日本は國際親善を重んずるのだとは思はずに、何か悪いことでもしてゐると自分で認められたか、或は日本の卑怯に基因するのであると誤解して、その結果、日本を輕蔑するに至るであらう。

この忠言を日本が受けたのは、滿洲事變に先だつ二年である。

日本は滿洲事變を契機として、日本民族の使命を再自覺し、東亞の守護職としての責任を再把



握し、あらゆる桎梏の鐵鎖を切つて、毅然として自主的に、新東亞建設に邁進することゝなつた。

ワシントン海軍條約は一九二二年（大正十一年）二月一日協定、同六日（會議閉會の日）調印され、一九三六年（昭和十一年）十二月卅一日を期限としたのであるが、右期日の二年前までに條約廢止の意思を通告する國が無い時は、條約國の何れかゞ廢止を通告した日から、二年を経過するまで引續き效力を有するといふことになつてゐた。

即ちワシントン海軍條約の廢止には、滿期日二年前の廢棄通告を必要としてゐるので、日本は東亞の新事態と世界の最新勢とに鑑み、日本國力の自然的發展を阻害し來つた、米國本位のこの條約を廢棄するに決定、一九三四年（昭和九年）十二月廿九日正午、ワシントン駐劄齋藤大使をして、ハル國務長官に廢棄通告文を手交せしめた。

かくて、規定通り、一九三六年（昭和十一年）十二月卅一日を以て、ワシントン海軍條約は完全に消滅となつた。よつて條約第十九條として規定されてゐた、太平洋防備制限協定も同時に當然消滅したことは言ふまでもない。

ロンドン海軍條約の有効期間は、ワシントン海軍條約の期限と同一であつたからこれまた消滅

し、一九三七年（昭和十二年）一月一日から、海軍無條約時代の展開となり、米國が日本強壓の絶對武器として執念した。一〇對六の桎梏は、過去の惡夢となつたのである。

海軍條約の消滅によつて、四國條約と九國條約とがワシントン會議の殘骸として横つてゐることになる。しかしながら、元來、四國條約は十年を期限とし、期限滿了後十二年の豫告を以て廢棄することが出來、その期限滿了までは引續き效力を有することになつてゐるのであるけれども、この條約の目的は前記の如く日英同盟の消滅を明記することにあつて、すでにその目的を果した抜け殻であり、條約そのものは毒にも藥にもならず、全く空文同様のもので、已に消滅したと同様のものである。

九國條約は有効期限に關する規定なく、無期永續の形となつてゐるが、無期の國際條約に對しては、當然、國際合法上、締約國は何時でも、條約離脫の宣言を有效になし得る權利を持つてゐる。かつ、支那を列強の共同植民地たらしめんことを目的としたこの條約は、東亞新秩序の現實に添はぬものであつて、たゞ米國東亞侵寇野望の象徴的殘骸として横つてゐるのみなのである。



## 第三十　かくて歴史の現段階に直面

「一九三五年は國際關係上日本の危機である」とは、滿洲事變後の一つの「合言葉」として一般の關心にあつた豫想であつた。その意味は、日本が國際聯盟を脱退してから滿二箇年を経過し、名實共に之と袂を別つ年であり、同時に海軍々縮新會議の開催せらるべき年であつたからである。

然しながら「危機」は常に自屈と退嬰との前には横はつてゐるが、毅然として正を踏んで進む者の前には、退散霧消せざるを得ない。

一九三五年（昭和十年）十二月には、ロンドンにおいて新たな海軍々縮會議が開かれ、日本代表も出席し、堂々と我が主張を述べた。その眼目は「各國齊しく國防を完からしめ、不脅威不侵略の關係を確立するため、まづ日、英、米三國即ち互に大洋を隔て、相對立し、其の相互間の國防を主として海軍に依託する國家間においては、互に超ゆるべからざる兵力量の共通最大限を設

定し、其の内容においては攻撃的兵力は全廢若は極度に縮減し、防禦的兵力を整備し、且全兵力の大軍縮を實現」せんとするもので、右は國防上からも、國民負擔の輕減からも、又國際平和の立場においても、その他如何なる見地に立つも非の打ち處のない眞に國際正義に合した公正妥當の主張であつた。

然るに、米國の念頭にあるのは「國際正義」ではなく、「日本壓迫」にあるのであるから、同一立場にある英國を誘ふて、あくまで日本に劣勢比率海軍を保持せしむるために、差等比率の實質を求めて止まず、ワシントン會議やロンドン會議と同様に、あらゆる威迫を試みて日本に押しつけやうとしたのであるが、我はすでに前年十二月ワシントン海軍條約廢棄通告を決行したる我であつて、昔日の我に非ず、翌昭和十一年一月決然會議脱退を斷行した。

この年十二月卅一日、ワシントン海軍條約は、完全に消滅したのである。

滿洲事變の勃發が、ワシントン會議後の「對米六割國」としての毎日思想に根源することは前に記した如くであるが、更に昭和十二年七月に至り、蘆溝橋事件を口火として、滿洲事變の「延長」たる支那事變に突入し來つたのである。



事變勃發以來、米國が抗日蔣介石政權を援助し、發現しつつある敵性については、周知の如くであつて枚擧げにいとまがない。たゞ特に露骨にして無禮を極めたものは、世界外交史上にも類例のない、通商航海條約廢棄の不意討であつた。

### 1 日米通商航海條約廢棄の不意討

米國は、進行する東亞新秩序建設が、永遠かつ徹底的に、米國東亞侵寇の野望を峻拒するものであることを想望、焦慮やまず、何とかしてその進展を妨げようとし、あらゆる手段を用ひたが、遂に一九三九年（昭和十四年）七月廿六日、日米通商航海條約廢棄を、一方的に、しかも突如として通告するに至つた。

即ち、同日午後三時卅分、米國務次官補セイヤーは、國務省に須磨參事官の來訪を求め、ハル國務長官より堀内大使宛の左記通牒を手交した。

堀内大使閣下、最近米國政府は、米國と他國間に存在する通商航海條約に關し、右條約が締結された目的をよりよく達成するには、如何なる變更が必要であるかを決定することを目標と

して検討を加へつゝあつた。右検討中米國政府は、一九一一年（明治四十四年）二月廿一日ワシントンで調印された日米通商航海條約は、新たなる考慮を要する條項を包含してゐるとの結論に到達した。かゝる考慮への途を開き、且つ新事態の發生に即應して米國の權益を擁護し且つ助長するため、米國政府は該條約第十七條に規定された手續に従ひ、茲に本條約の期限終結を希望する旨を通告する。而してかゝる通告がなされた以上、本條約及び附屬議定書と共に、本日（七月廿六日）より六ヶ月以後に満期となるものと期待する。

一九三九年七月廿六日米國務長官コーデル・ハル

この通告は、「突如」として行はれたのであるが、しかしながら米國の對日壓迫のプログラムとして、暗密の間に用意深く畫策されたものであつたことは言ふまでもない。たゞその通告の形式たるや、日本大使館員を寢耳に水の如く驚かしたほどの、無禮不遜の態度において、國際禮義を無視することの甚しき、外交史上にも類例なき矯慢ぶりであつた。

日・米間には、一八五四年三月卅日（嘉永七年三月三日）、ペリー來訪當時締結された神奈川條約以來、度々の更改更新はあつたが、未だ無條約時代は無かつたのであり、修好繼續八十七



年、昭和十五年一月廿六日をもつて、日米無條約時代に入った。

蓋し、通商航海條約の廢棄により、米國は左右いづれの道を進むも、日本の大陸政策を壓迫牽制し得べしと思惟した。即ち左すれば禁輸から經濟封鎖へ、やがては最後の壓迫にも展開し得る起點となる。右すれば、新事態に適應する新たな條約締結を餌として、日本の新秩序建設を攪亂し、東亞侵寇意志を、所謂「在支權益」の中に、保持し得べしと期したのである。

米國は八十七年前、砲火を擬して日本から通商條約を奪取したが、八十七年後には、再び砲火を擬すると同一の底意をもつて、主我的一方の意志により、かくの如き非禮の態度を以て、それを自ら弊履の如く廢棄し去つた。

## 2 國民政府樹立に對抗する援蔣借款

米國が、日米通商航海條約廢棄通告を發した昭和十四年七月は、日米を繞る國際關係に、三つの主要素が重複しつゝあつた。

當時滿蒙國境ノモンハンの戰鬪漸く激烈となり、我空軍は敵の新銳機大部隊を邀撃しつゝあつたのであり、事變作戰においては、軍事上の必要に基き珠江封鎖を通達した時であり、天津問題に關する東京日英會談は、第四次圓卓會議を終り、治安問題の大部に互つて「日英意見の一致」を見た機であつたのである。

従つて、この際の米國外交攻勢は、この三主要素に對し各々思惑を持つてゐたのであり、ソ聯に對しては、日本に新たな壓力を加えることによつて「協力」を示唆し、英國に對しては、その「對日妥協」に對する「抗議」を意味し、飽くまで独自の政策を以て東亞攪亂を繼續する決意を示したものと解された。

而して、昭和十五年三月七日、ジョーンズ融資局長官が、重慶政府に對し、二千萬ドル（邦貨概算八千五百萬圓）の追加借款を發表したことは、支那事變處理の段階に照應して、最も露骨なる對日敵性の現示であつたのだ。

何となれば、この借款は單に抗日政權を扶養するのみでなく、汪兆銘が善隣友好、共同防共、經濟合作の三原則に基いて、日本と和平、以て民族を復興し、協力、以て新秩序建設に邁進するため新中央政府を組織し、日本が速かにこれを承認する方針を闡明せんとする、直前に行はれた



からである。

即ち、この機において、蒋介石政権に許した二千萬ドルの追加借款は、日本の建設方針を妨害し、汪政権を否認し、抗日蔣政権を助け、これを傀儡的前衛として、飽くまで東亞侵寇を期することを明示し、た對日敵性宣言に外ならなかつた。

### 3 兩洋大艦隊の建設と日本包圍の布陣

通商航海條約の廢棄を起點として、今や米國の對日禁輸は殆ど出盡し、經濟斷交の一步前に在りといふも過言でなく、その外交政策は一舉手一投石が、悉く對日強壓に集中せられつゝある。且つ、對日強壓を徹底するための、太平洋における日本包圍の布陣は刻々に緊縮せられ、兩洋大艦隊の建設を急いでゐるのである。

一九二七年（昭和二年）、時の米國海軍大學校教頭タウンシグ大佐は、次の如く説いてゐる。

吾人は一朝支那に事ある場合においては、極東において實力を使用せざるべからず。實力を使用する途は外交手段失敗したる後は、先づ海軍、次に陸軍を使用するの外なし。換言すれば

極東における門戶開放なる國策を支持せんとせば、モンロー主義に關する場合と異り、攻勢的  
海軍を有せざるべからざるなり。――

この言説は、米國海軍の基本的方針であつて、對日五・三比率を必勝の信條とする米國海軍の傳統であり、米國海軍が、自國の安全を守る正義の海軍ではなくて、東亞侵寇を目ざす兇邪の海軍たる所以である。

而して、ノックス海軍長官は、本年三月の下院豫算委員會において左の如く證言した。

海軍當局としては兩洋艦隊完成を最喫緊事なりとしてゐる。――米國は現在二つの可能な事態の發展に直面してゐる。その一は、英國が近く崩壊して、米國が樞軸國の聯合勢力に直接對抗せねばならなくなること、他は日本が極東方面において參戰、交戰國として積極的活動を開始する可能性が十分あることである。

米國海軍は、かく口實を他動的な原因に轉嫁して、自己の野望を包み、所謂ヴィンソン擴張案に基き、單に日本に對する五・三比率維持のみでなく、太平洋、大西洋の同時兩洋作戰に基く世界第一の大海軍建設を遂行しつゝあるのである。しかも、これが遂行に當つては、不確實なる情



報に基き、日本の建艦計畫を誇大に發表し、米國民の大海軍熱を煽つてゐる。昨年四月十五日、海軍作戰部長スターク提督は上院海軍委員會において左の如く演説した。

日本の海軍機密擁護は徹底され、その秘密主義は英米を刺戟してゐるが、現在竣成しまたは建造中の日米海軍の比較は、主力艦日米共八隻、航空母艦日本四隻、米國二隻、巡洋艦日本八隻、米六隻、驅逐艦日本卅二隻、米卅九隻、潜水艦日本二十隻、米國十九隻である。

このスタークによつて發表された日、米建艦數のからくりは問題ではない。唯米國が、かくまひでして日本海軍を直接の目標とし、東亞侵寇を目的とする大艦隊建設を急ぎつゝある事實を、適確に把握せねばならぬ。

一九四一年五月現在における、米國の現有艦艇數と豫定計畫は、左の如くである。

現有	建造中及豫定計畫	一九四七年(昭和廿二年)
戰艦	一七	一五
航空母艦	六	十二
巡洋艦	三七	五二
		八九

驅逐艦	一六四	二〇〇	三六四
潜水艦	一〇七	八〇	一八七
合計	三三一	三六一	六九二

この三百六十餘隻といふ膨大な建艦計畫は、百廿二億ドルの軍事豫算により、官民造船所の従業者七萬五千が、三交替晝夜兼行をもつて工事を急いでゐるのであるが、米國海軍竣工豫定年度を、米國海軍省は左の如く發表してゐる。

戰艦	一九四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七
航空母艦	一	二	五	二	五	二		
巡洋艦				六	一一	一一	一四	一〇
驅逐艦	一四	八	三三	五〇	六二	四〇		
潜水艦			一一	三〇	三九			

この外、本年一月下院海軍委員會において、ヴァインソン委員長長の發表によれば、補助艦八十五



隻、哨戒艦九十六隻、沿岸用艦艇百六十六隻を建造中であり、外に改装中の商船が九十隻に上つておる。

かゝる大建艦計畫と併行して、海軍兵員の大増員が斷行されたのであつて、昨年初め十四萬六千であつたのが、本年五月現在は士官及水兵數廿四萬二千四百餘に及び、明年は廿八萬六千、明後年は四十萬八千、一九四六年（昭和廿一年）には五十三萬二千に達することになつておる。

一方太平洋の海軍基地は、米西海岸においてシヤトル、サンフランシスコ、アラメダ、サンヂヤゴ、太平洋上における島嶼としてハワイ、サモア、ミッドウエー、グアム、マニラがある。特に眞珠灣には、従來の驅逐艦の這入るドックの外に、大型主力艦の入るドックが建造された。

米國大空軍の太平洋某地は、アラスカ方面においては、アラスカ灣のコヂヤツク、シトガ、アリューシヤン群馬のアナラスカがあり、南西海岸の飛行大基地には、シヤトル、サンチエゴ、サンフランシスコ、アラメダがある。——そして「重慶」も亦米空軍の「前進基地」である。——更に太平洋上の海軍飛行基地は、ハワイの眞珠灣、カネオヘから南太平洋のベルミラ、ジョンストン、ミッドウエー、ウエーク、ローズ（サモア群島）、グアムに至り、延々として横はる。

米國海軍勢力（艦船並に飛行機）は、これ等の基地を連ねて、日本包圍の布陣を強化しつつあるのであるが、特にシンガポール、マニラ、グアム、ミッドウエー、サモア、ハワイを繋ぐ一線を凝視すれば、そこに紅蓮の炎を吐く長蛇が、將に東亞を呑まんとする貪婪の眼を燃やして、守護日本、虚隙を窺ひつゝあるを、觀取することが出来るのだ。

## 結び 米國は天意と神意を覺れ

歴史は冷徹なる鏡である。いかなる偽善も、いかなる詭辯も、いかなる潤色も、この冷徹なる鏡に照し觀れば、そこに在りのまゝの正體を露呈せざるを得ない。

一七八三年米國建國以來、百六十年になんなんとする歴史を敍してここに至り、將に筆を措かんとして靜かに顧みれば、米國がいかな天惠豊かに富強繁榮の國たるかを羨むと共に、いかに嬌慢、暴虐にして、貪婪飽くを知らぬ侵寇の國たるかに驚くのである。



米國遣國以來の領土的膨脹を示せば左の如くである。

一七九〇年	(建國當時の領土)	二、三二一、二二二 (方籽)
一八〇三年	(ルイジアナ買収)	二、一四四、四八八
一八一九年	(スペインより獲得)	三四、七九一
一八一九年	(フロリダ買収)	一五一、九四五
一八四五年	(テキサス併合)	一、〇〇七、九四一
一八四六年	(オレゴン併合)	七四九、九一一
一八四八年	(メキシコ領土併合)	一、三七一、一一八
一八五三年	(アリゾナ及ニューメキシコ買収)	六九、〇七五
一八六七年	(アラスカ買収)	一、五三〇、三九一
一八九八年	(ハワイ併合)	一六、六七七
一八九九年	(ポルトリコ、グアム、フィリッピン奪取)	三〇七、二八五
一九〇〇年	(サモア島占領)	二〇〇

一九〇四年	(パナマ地方獲得)	一、三六五
一九一七年	(西印度諸島管理)	三四四

かくの如く米國總領土九、六九八、七五三方籽中、一七九〇年以後の獲得領土は七、三八五、五三一の方籽であつて、新領土は總領土の七割六分強を占め、本來の領土の三倍を超えてゐる。しかも「買収」、「併合」といつても、事實は剣と、黄金と、謀略とによる侵寇に外ならぬ。

米國が、建國頭初、唯一の對外政策としたモンロー主義は、なほ、正義と謙讓との理想を包含したものであつたが、門戶開放主義を併用するに至つて、最も自我的な侵寇政策と化した。

米國はモンロー主義と門戶開放主義とを、世界一の富と、武力とを背景に押し通し、「全米の問題に他國の干渉を許さず、而して世界各地の問題に、必ず干渉するの權利あり」とする大矛盾と、大野望とを、敢て「世界平和」の保護色をもつて掩護し、我執、驕慢を徹底せしめんとしてゐる。

然しながら、天は何時まで米國の暴慢を許すものではない。今や米國は、多年に互る東亞侵寇の野望を棄て、東亞擾亂政策を是正して、東太平洋とアメリカ大陸とに還るべき時機に到達し



た。米國の「東亞侵寇史」は、今日こそ、正に終焉たるべきの時である。

米國が天意を覺らんとするならば、太平洋を隔て、嚴然たる日本の姿を凝視するがよい。東亞の守護職たる天命を享けて立つ日本は、米國がいかなる力をもつて強壓を加えようと、斷じて屈するものでなく、天から興へられた其の使命を果すためには、何時にても、米國の東亞侵寇を破砕すべき覺悟と準備とがある。

世界の平和は、東亞の靜謐なしには實現せず、東亞の靜謐のためには、米國が擾亂の黒い手を引き、侵寇の野望を自制することが、刻下唯一絶對の要務である。

若し米國が、この歴然たる天意を覺らず、アメリカ大陸におけるその存在が、既に滿ち足りて繁榮類ひなき恩恵に浴しつゝあり、必ずその分に安んずべき神意の存するところを憚らず、遙かに太平洋を超えて飽くなき東亞侵寇を、なほ彼の頼む力を以て、これ以上連續遂行せんとするならば、その時こそ、日本が破邪顯正と、東亞守護の使命のために、決然起つべき時である。

かくて、日米相戦ふに至らば、この戦こそ、日本國民が三千年の光輝ある祖國の歴史を負ふて、東亞を護るための必死敢闘の戦であると共に、多年彼等米國白人のために虐げられ、辱しめられ

來つた東亞有色民族が、共同の敵たる米國人に、眞の「正義人道」とはいかなるものであるかを鐵と血とをもつて、訓ふるの機である。

凡そ、古今東西の歴史に、無名にして勝てる戦無く、不義にして破れざるの敵は無い。彼の侵寇を討つに我の正義を以てす。戦の決は、昭々乎として、歴史の必然の指示するところだ。

然り、日米戦争こそ、かの六百六十年前、弘安四年の夏、元寇の大軍を多々良濱邊に掩撃し盡して、生きて還る者わづかに三名なりしが如く、卅六年前、明治卅八年五月、バルチック艦隊を日本海に撃滅したるが如く、世界第一を誇る米國大侵寇艦隊を、太平洋の底深く覆滅し去らしむべき、正に天の時機也と斷ぜねばならぬ。(了)



(米國東亞侵略史 奥付)

昭和十六年六月二十日印刷  
昭和十六年六月廿五日發行

●定價壹圓五拾錢(送料一〇錢)



著者 黑木勇吉

發行者 東京市赤坂區溜池町三〇  
岡本正一

印刷者 東京市小石川區林町四三  
中村 紳

印刷所 東京市小石川區林町四三  
新興社印刷所

發行所

東京市赤坂區  
溜池町三〇

霞ヶ關書房

電話赤坂④六三・六二四・八五二番  
振替東京一七〇四三六番

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九  
日本出版配給株式會社



答見一郎著・猶太研究の最高峰

最新刊

# 猶太禍の世界

B6判 三〇四頁 定價一・五〇 送料・一〇

## 今次大戦は誰の陰謀で起つたか！

今次大戦は猶太問題を主因として正に大規模に進行しつつある。

だから、猶太問題を研究せずして、今次大戦の本姿は、絶対に把握出来ない。それほどに、今や世界は猶太禍に悩まされてゐるのだ。ドイツ・ナチスのスローガンは

**猶太人は我等の禍である**

といふのであるが、千六百萬の祖国なき流民は、その智と、その財力と、その執拗なる猶太性とを發揮して世界陰謀を企てつゝあることは、既に隠れも

ない事實だ。さて、皇國日本はどうか、私どもは眞剣に猶太問題を研究し萬一に備へねばなるまい

### 大 次 目

- 第一章 序曲篇 世界文明の痛
- 第二章 猶太の歴史
- 第三章 千六百萬人の祖国なき流民
- 第四章 ビスマルクと猶太民族問題
- 第五章 マルクスと猶太性
- 第六章 第一次大戦の眞因とフラン・マンソン
- 第七章 ソ聯とコミンテルンの眞相
- 第八章 英米佛等の猶太禍
- 第九章 支那赤化と日本
- 第十章 極東と歐米猶太禍
- 第十一章 今次聖戦の目的

東京市赤坂區 霞ヶ關書房 電話一六三・六一四番  
沼池町三〇番

陸軍大尉 荒木貞夫閣下推薦・佐藤利雄編

# 二本松少年隊秘話

B6判三〇八頁  
定價一・五〇  
送料一〇

武士道の精華！ 逞しき青少年の魂の指標！！

果然！ 本書は各界諸名士の絶讃を受く！

**二荒芳徳伯** 本書を讀くや予はこの多忙時に三時間巻を置く暇なく一氣に讀破した。今や東亞に騷起した皇國日本は正に烈士、猛士、廉士を強く要求し決して能士、智者のみを要求してゐない。本書は孰れも尊い實記で青少年と云はず苟くも世を憂ひ、國を思ふものの一讀すべき良書である。

**三島通陽子** 二本松少年隊に就いて豫て關心を持つてゐた。彼等の事績をこのまゝ戰歴下に埋れずしておくことは、二本松の爲など云ふより時局柄國民精神作興上由々しい問題である。僅か十二三歳の身を以て城に殉じた彼等の行動、精神を昂揚した本書の意義は大きい。

**尾佐竹猛博士** 維新史において幕府方の事績には未だ世に知られないものがあるが二本松少年隊の如きは其の甚しきものだ。二本松少年隊赫々の事績を讀み余は熱淚滂沱、爲に屢々讀進む能はざるの感激を覺えた。

- 二 二本松少年隊記 神山村 潤  
 二 忘れられぬ梨 堀通名 碑  
 二 二本松少年隊奮戦の思ひ出 佐藤利雄 尊  
 二 二本松少年隊の勇戦 安藤利雄 信  
 二 二本松少年隊長木村銃太郎 佐藤利雄 信  
 二 二本松少年隊の勇戦 佐藤利雄 信  
 二 二本松少年隊の勇戦 佐藤利雄 信

東京市赤坂區 霞ヶ關書房 電話一六三・六一四番  
沼池町三〇番



高崎松雄譯	パウエル著	間諜としての余の活躍	送定 一・〇〇	遠藤延雄譯	フライス著	人間ヒットラー物語	送定 一・〇〇
安達 巖著	國民運動の再出發	送定 一・〇〇	姉崎卓郎著	闘病記録	送定 一・〇〇		
尾崎達男譯	フケン博士著 國民經濟及防經濟の原理	送定 一・〇〇	石垣綠朗譯	マチアス著 ロンドン爆撃	送定 一・〇〇		
松尾樹明著	三國同盟と日米戰	送定 一・〇〇	尾崎達男著	フランス敗戦の真相	送定 一・〇〇		
茂野幽考著	南進日本	送定 一・〇〇	ムソリーニ著 管見一郎譯	全體への闘争	送定 一・〇〇		
小磯大將題字 早坂義雄著	南方共榮圈とその性格	送定 二・〇〇	大野 鷹著	地代家賃統制令の實際 住宅地建物等價格統制令解説	送定 一・〇〇		
菅原時保老師序 杉原 定喜著	もとく誰でも悟つてゐる	送定 一・〇〇	高橋 勇著	亞細亞侵略史	送定 三・〇〇		
鏡本 コテイン著	大衆は動く	送定 二・〇〇	津田 敬武著	池上秀敏著 伯裝頓	生活文化と美術	送定 三・〇〇	
シンガ博士著 武井武夫譯	印度の新太陽	送定 一・〇〇	河原萬吉著	宇田尚先生序	五大革新史論上下二卷	送定 各卷三・〇〇	
阿部知二著	微風	送定 二・〇〇	醫學博士 杉本清治著	健腦と全身療法	送定 一・〇〇		
寺田彌吉著	總力戰教書	送定 二・〇〇	小林金太郎著	童心は語る	送定 一・〇〇		

東京池田三〇番赤坂區 霞ヶ關書房 電話赤坂一六三〇・一六四〇番 東京池田三〇番赤坂區



CL

NO. 1180



5